

霧島市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

鹿児島県霧島市

令和8年4月

目 次

第1章 基本的な事項	1
1. 市の概況	1
(1) 市の自然的、歴史的、社会・経済的諸条件の概要	
(2) 市における過疎の状況	
(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性	
2. 人口及び産業の推移と動向	5
3. 行財政の状況	8
(1) 行政の状況	
(2) 財政の状況	
(3) 公共施設整備水準等の現状と動向	
4. 地域の持続的発展の基本方針	12
(1) 基本的な考え方	
(2) 施策の展開方針	
5. 地域の持続的発展のための基本目標	14
(1) 人口に関する目標	
(2) 財政力に関する目標	
(3) 地域の持続的な発展のための基本となる目標	
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	15
7. 計画期間	15
8. 公共施設管理計画との整合	16
9. SDGs（持続可能な開発目標）	16
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
1. 現状と問題点	17
2. その対策	17
3. 計画	18
4. 公共施設管理計画との整合	18
第3章 産業の振興	19
1. 現状と問題点	19
(1) 農業	
(2) 林業	
(3) 水産業	
(4) 工業	

(5) 商業	
(6) 観光	
(7) 港湾	
2. その対策	22
(1) 農業	
(2) 林業	
(3) 水産業	
(4) 工業	
(5) 商業	
(6) 観光	
(7) 港湾	
3. 計画	24
4. 産業振興促進事項	29
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
5. 公共施設管理計画との整合	29
第4章 地域における情報化	30
1. 現況と問題点	30
2. その対策	30
3. 計画	31
4. 公共施設管理計画との整合	31
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	32
1. 現況と問題点	32
(1) 交通施設の整備	
(2) 交通手段の確保	
2. その対策	34
(1) 交通施設の整備	
(2) 交通手段の確保	
3. 計画	35
4. 公共施設管理計画との整合	39
第6章 生活環境の整備	40
1. 現況と問題点	40
(1) 水道	

(2) 下水道	
(3) 廃棄物処理	
(4) 火葬場	
(5) 消防・防災	
(6) 市営住宅	
(7) その他	
2. その対策	41
(1) 水道	
(2) 下水道	
(3) 廃棄物処理	
(4) 火葬場	
(5) 消防・防災	
(6) 市営住宅	
(7) その他	
3. 計画	43
4. 公共施設管理計画との整合	44
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	45
1. 現況と問題点	45
(1) 児童福祉	
(2) 高齢者福祉	
(3) 障がい者（児）福祉	
2. その対策	46
(1) 児童福祉	
(2) 高齢者福祉	
(3) 障がい者（児）福祉	
3. 計画	46
4. 公共施設管理計画との整合	48
第8章 医療の確保	49
1. 現況と問題点	49
2. その対策	49
3. 計画	50
4. 公共施設管理計画との整合	50
第9章 教育の振興	51

1. 現況と問題点	51
(1) 幼児教育・学校教育	
(2) 社会教育	
2. その対策	53
(1) 幼児教育・学校教育	
(2) 社会教育	
3. 計画	54
4. 公共施設管理計画との整合	55
第10章 集落の整備	56
1. 現況と問題点	56
2. その対策	56
3. 計画	56
4. 公共施設管理計画との整合	57
第11章 地域文化の振興等	58
1. 現況と問題点	58
2. その対策	58
3. 計画	58
4. 公共施設管理計画との整合	59
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	60
1. 現況と問題点	60
2. その対策	60
3. 計画	60
4. 公共施設管理計画との整合	60
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	61
1. 現況と問題点	61
公共施設のマネジメント	
2. その対策	61
公共施設のマネジメント	
3. 計画	61
4. 公共施設管理計画との整合	61
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	62

第1章 基本的な事項

1. 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会・経済的諸条件の概要

① 自然的条件

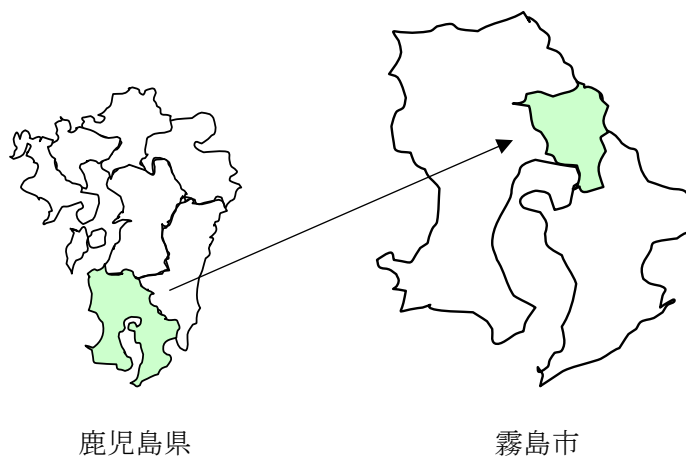
本市は、薩摩半島と大隅半島を結ぶ鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、日本で最初に国立公園に指定された霧島山、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川をはじめとする大小 199 の河川、その流域に広がる田園や多くの温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれている。

市域は、東西が約 30.7km、南北が約 37.5km、総面積は 603.17km²である。そのうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）第 2 条に規定する区域に該当する横川地域、牧園地域、霧島地域及び福山地域（以下「過疎地域」という。）の面積の合計は 350.67km²で、本市の総面積の 58.2% を占めている。

■各地域の面積

	面積 (km ²)	総面積に対する割合 (%)
横川地域	69.96	11.6
牧園地域	129.66	21.5
霧島地域	82.54	13.7
福山地域	68.51	11.4
過疎地域計	350.67	58.2
国分地域	122.51	20.3
溝辺地域	63.50	10.5
隼人地域	66.49	11.0
その他地域計	252.50	41.8
霧島市全域	603.17	100.0

■本市の位置



② 歴史的条件

本市は、旧国分市、旧溝辺町、旧横川町、旧牧園町、旧霧島町、旧隼人町及び旧福山町が合併し、平成 17 年 11 月 7 日に市制を施行した。

現在、本市を構成する基礎的な区域である各地域の沿革及び法に基づく過疎地域の指定は次のとおりである。

■地域の沿革

- 国分地域（旧国分市）は、昭和 29 年に国分町、清水村、東襲山村、敷根村及び東国分村が合併して国分町となり、翌 30 年に市制を施行した。
- 溝辺地域（旧溝辺町）は、市制・町村制の施行により誕生した溝辺村から昭和 23 年の崎森地区の一部及び長谷地区の分離、昭和 27 年の迫地区の分離を経て、昭和 34 年に町制を施行した。
- 横川地域（旧横川町）及び牧園地域（旧牧園町）は、市制・町村制の施行により誕生した横川村及び牧園村が、昭和 15 年にそれぞれ横川町及び牧園町として町制を施行した。
- 霧島地域（旧霧島町）は、市制・町村制の施行により誕生した東襲山村が昭和 10 年に霧島村と改称し、昭和 22 年の木原地区の分離、昭和 25 年の重久地区及び松永地区の分離を経て、昭和 33 年に町制を施行した。
- 隼人地域（旧隼人町）は、昭和 29 年に隼人町及び日当山町が合併して隼人日当山町となり、昭和 32 年に隼人町と改称した。
- 福山地域（旧福山町）は、市制・町村制の施行により誕生した福山村が、昭和 4 年に町制を施行した。

■過疎地域への指定

地域名	指定年月	根拠法
旧横川町	昭和 45 年 5 月	過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年法律第 31 号）
旧牧園町	平成 2 年 4 月	過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）
旧霧島町	令和 3 年 4 月	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）
旧福山町	昭和 45 年 5 月	過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年法律第 31 号）

③ 社会・経済的諸条件

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、空港や鉄道、九州縦貫自動車道や国道 10 号及び 504 号をはじめとした広域幹線道路網等を有する南九州の空陸交通の要衝であり、これらの地理的特性を生かし、これまで多くの企業誘致を実現した。また、先端技術産業を中心とする製造業、茶や畜産物に代表される農林水産業、旅館・ホテルなどの観光業、多種多様な商店による商業などが営まれている。

本市の主な産業構造形態は、第 3 次産業が中心であり、地域経済を支えている状況にある。長引く物価高騰や深刻化する人手不足、先行き不透明な海外情勢など、企業等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、雇用情勢も低水準で推移している。

また、過疎地域を含む中山間地域等では、高齢化や人口減少の進行等に起因し、基幹産業である農林水産業を担う農家戸数の減少、荒廃農地や管理が行き届かない森林の増加等の問題に加え、単独の自治会等による地域課題の解決が困難な状況が見受けられる。

(2) 市における過疎の状況

① 人口等の動向

本市の人口は、平成12年まで右肩上がりの増加傾向にあったが、この年の127,912人をピークとして減少傾向にあり、令和2年では123,135人である。国分地域、隼人地域の市街地に人口が集中する一方で、過疎地域における人口減少は顕著であり、昭和35年の43,799人に対し、令和2年は18,744人であり、57.2%もの減少となっている。

また、過疎地域における高齢者比率は、平成12年の29.4%に対し、令和2年は46.8%と急激に上昇している。全国的な少子化傾向による出生率の低下や若年層の地域外への転出等、過疎地域における高齢化の進行は今後も継続していくものと予想される。

■地域別人口の推移と動向

過疎地域の人口は著しく減少しており、霧島地域を除く3地域では、昭和35年と比較し、令和2年は半数以下となっている。また、若年者比率は、昭和50年(福山地域は昭和55年)をピークに減少傾向にある。一方で、高齢者比率は著しく増加しており、少子高齢化が進行している昨今の社会情勢を色濃く反映している。

地域名	人 口				
	昭和35年	平成12年	平成22年	令和2年	増減率(R2/S35)
横 川	10,109人	5,516人	4,767人	3,632人	△64.1%
牧 園	14,595人	9,613人	8,099人	6,115人	△58.1%
霧 島	7,676人	5,918人	5,245人	4,293人	△44.1%
福 山	11,419人	7,516人	6,248人	4,704人	△58.8%
計	43,799人	28,563人	24,359人	18,744人	△57.2%
市合計	112,971人	127,912人	127,487人	123,135人	9.0%

資料：国勢調査

地域名	高齢者比率			
	平成12年	平成22年	令和2年	H12からの増減
横 川	31.0%	33.6%	43.7%	12.7ポイント
牧 園	29.7%	36.3%	49.4%	19.7ポイント
霧 島	29.2%	36.5%	47.6%	18.4ポイント
福 山	28.1%	30.9%	45.2%	17.1ポイント
過疎4地域平均	29.4%	34.5%	46.8%	17.4ポイント
市平均	19.8%	22.3%	27.5%	7.7ポイント

※高齢者比率…各地域の人口に占める65歳以上の人口の比率

地域名	若年者比率				
	※ピーク時 (昭和 35 年以降)	平成 12 年	平成 22 年	令和 2 年	ピーク時からの増減
横 川	18.6%	12.8%	11.0%	9.9%	△8.7ポイント
牧 園	20.8%	13.9%	11.4%	7.3%	△13.5ポイント
霧 島	20.5%	13.1%	11.9%	6.8%	△13.7ポイント
福 山	20.2%	11.5%	11.9%	6.3%	△13.9ポイント
平 均	20.0%	12.9%	11.6%	7.5%	△12.5ポイント
市平均	22.1%	20.9%	16.7%	13.4%	△8.7ポイント

※若年者比率…各地域の人口に占める 15 歳から 29 歳までの人口の比率

※ピーク時（昭和 35 年以降）：横川、牧園、霧島は昭和 50 年、福山地域は昭和 55 年

② これまでの過疎対策、現在の課題及び今後の見通し

本市の過疎対策については、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の制定を皮切りに、第 4 次 50 年にわたる特別措置法を経て、その後の 5 年間においては過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法のもと、総合的な過疎対策事業の実施により、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、農林水産業従事者の高齢化や担い手不足に伴う農林水産業の衰退及びこれらがもたらす農業・農村の多面的機能*の低下に対する懸念、商工業活動の後退及びこれに伴う雇用情勢の悪化、児童・生徒の減少が及ぼす教育環境への悪影響など、過疎地域における基礎的・根本的な課題は依然として存在している。

加えて、少子高齢化の進行、市外や市街地への人口流出、地域経済の低迷に伴い、地域力（「地域の住民が、自らその地域の問題の所在を認識し、自律的に、かつ、NPO をはじめとする他の地域づくり主体との協働を図りながら、地域における問題の解決や地域としての価値を創造する力」をいう。以下同じ。）も低下している。

今後においては、道路や防災施設、観光・交流施設、教育・文化施設等過疎地域の振興に必要なハード面の整備を進めることはもとより、地域資源の保存及びこれらを活用した産業の振興、地域医療体制の確保や高齢者福祉の増進、移住・交流に関する受け入れ体制の整備及び情報発信方法の確立等ソフト面も含めた総合的な対策を引き続き充実していく必要がある。

また、市は、日頃から地域の実情や課題等を把握し、多様な主体の協働による地域づくりを積極的に支援する一方、過疎地域の住民は、地域の課題解決や価値の発見・創造などを通じて、その特性を十分に生かした「活力ある持続可能な地域づくり」に向けて主体的に取り組むことが求められている。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

第 1 次産業については、その基幹作物である「霧島茶」の生産や、鹿児島黒牛・黒豚など畜産の振興が図られているが、農業従事者の高齢化及び担い手不足など多くの課題を抱えている。また、林業・水産業においても、従事者の高齢化及び担い手不足により、総じてその就業人口は減少し続け、令和 2 年における第 1 次産業の産業別人口割合は、全体の 4.9%に留まっている状況である。

*多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他農産物の供給機能以外の多面にわたる機能をいう。

第2次産業については、南九州の空陸交通の要衝としての地理的優位性を生かし、電子・機械・電気機械器具などの先端技術産業を中心に、多くの企業が立地されている。その産業別人口割合は、その時々を経済情勢に左右される傾向があるものの、令和2年においては、全体の26.8%を占めている。

第3次産業については、市街地や総合支所周辺地域におけるサービス業のほか、豊富な温泉等の恵まれた地域資源を生かした観光業が盛んであり、その産業別人口割合は、令和2年において全体の65.7%を占めている。

2. 人口及び産業の推移と動向

本市は、県内の他市町村と比較し、高齢化率が低く、年少人口と生産年齢人口の割合が高い一方で、人口は平成12年の127,912人をピークとして減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和32年の総人口は約101,000人となり、令和2年からの30年間で18.0%減少すると推計されている。

なかでも過疎地域においては人口減少が顕著であり、昭和55年の31,538人に対し、令和2年は18,744人まで減少しており、今後も更に人口減少が進むと見込まれる。

過疎地域の年齢階層別人口構成では、65歳以上人口は、昭和55年から令和2年の間に4,911人から8,777人へと増加しており、高齢者比率も46.8%と著しく上昇している。一方、15～29歳人口は、同期間で5,938人から1,397人へと減少しており、若年者比率も7.5%にまで減少している。加えて、0～14歳人口についても、同期間で5,916人から1,450人へと減少している。

また、本市の就業人口は、昭和35年の54,425人に対し、令和2年は53,224人とほぼ横ばいである。産業別就業人口割合では、同期間において、第1次産業が71.6%から4.9%に大幅に減少している一方で、第3次産業は21.5%から65.7%に大幅に増加している。過疎地域の就業人口は、人口減少に伴い、昭和35年の20,977人に対し、令和2年は7,985人と大幅に減少している。産業別就業人口割合では、市全域と同様、同期間において、第1次産業が大幅に減少している一方で、第3次産業は大幅に増加している。

■人口の推移 - 国勢調査 -

表 1-1 (1) 過疎地域

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	31,538	30,177	△4.3	26,654	△11.7	21,749	△18.4	18,744	△13.8
0～14歳	5,916	5,354	△9.5	3,177	△40.7	1,928	△39.3	1,450	△24.8
15～64歳	20,711	18,322	△11.5	14,892	△18.7	11,148	△25.1	8,440	△24.3
(15～29歳)(a)	5,938	3,971	△33.1	3,537	△10.9	2,130	△39.8	1,397	△34.4
65歳以上(b)	4,911	6,501	32.4	8,585	32.1	8,646	0.7	8,777	1.5
若年者比率 (a)／総数	18.8%	13.2%	—	13.3%	—	9.8%	—	7.5%	—
高齢者比率 (b)／総数	15.6%	21.5%	—	32.2%	—	39.8%	—	46.8%	—

※調査年齢不詳 平成27年(27人)、令和2年(77人)

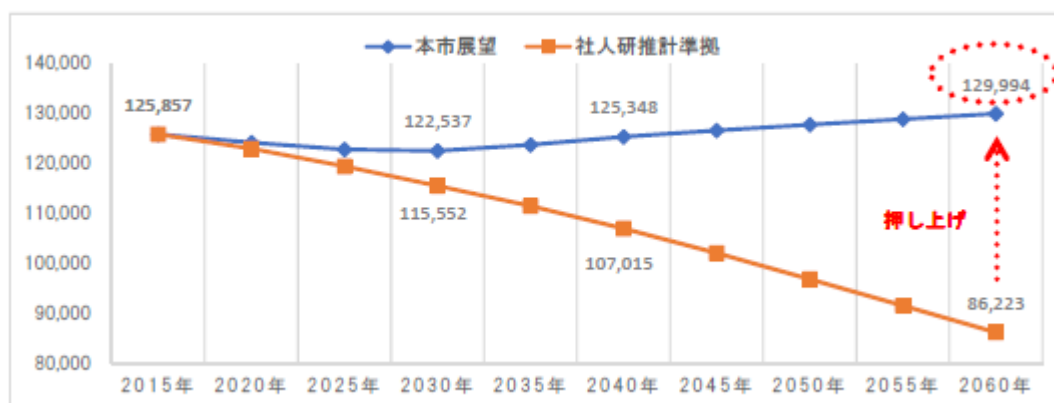
表 1-1 (1) 霧島市全域

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	112,971	116,247	19.9	127,309	9.5	125,857	△1.1	123,135	△2.2
0～14 歳	40,600	22,512	9.5	20,255	△10.0	18,511	△8.6	17,537	△5.3
15～64 歳	63,699	74,917	16.9	79,633	6.3	74,757	△6.1	69,521	△7.0
(15～29 歳) (a)	21,686	24,126	12.8	24,074	△0.2	18,622	△22.6	16,445	△11.7
65 歳以上 (b)	8,672	18,659	51.9	27,400	46.8	31,662	15.6	33,905	7.1
若年者比率 (a)／総数	19.2%	20.8%	—	18.9%	—	14.8%	—	13.4%	—
高齢者比率 (b)／総数	7.7%	16.1%	—	21.5%	—	25.2%	—	27.5%	—

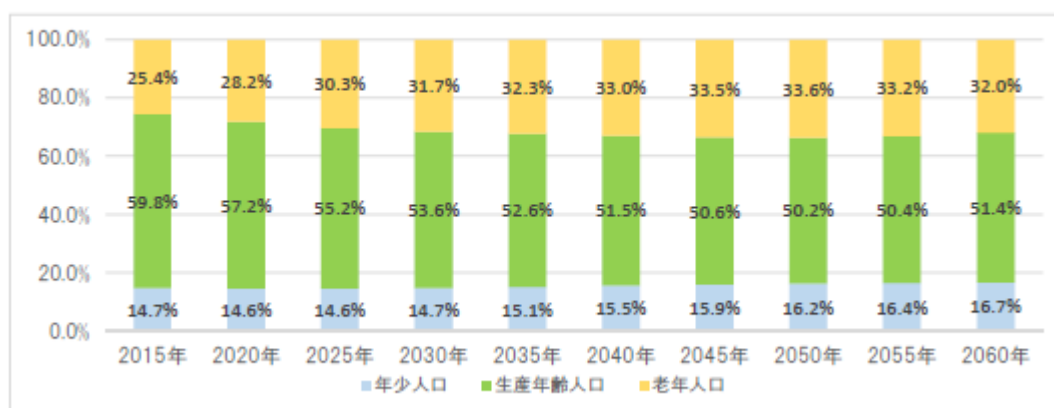
※調査年齢不詳 平成 2 年 (159 人)、平成 17 年 (21 人)、平成 27 年 (927 人)、
令和 2 年 (2,172 人)

表 1-1 (2) 人口の見通し (人口ビジョン)

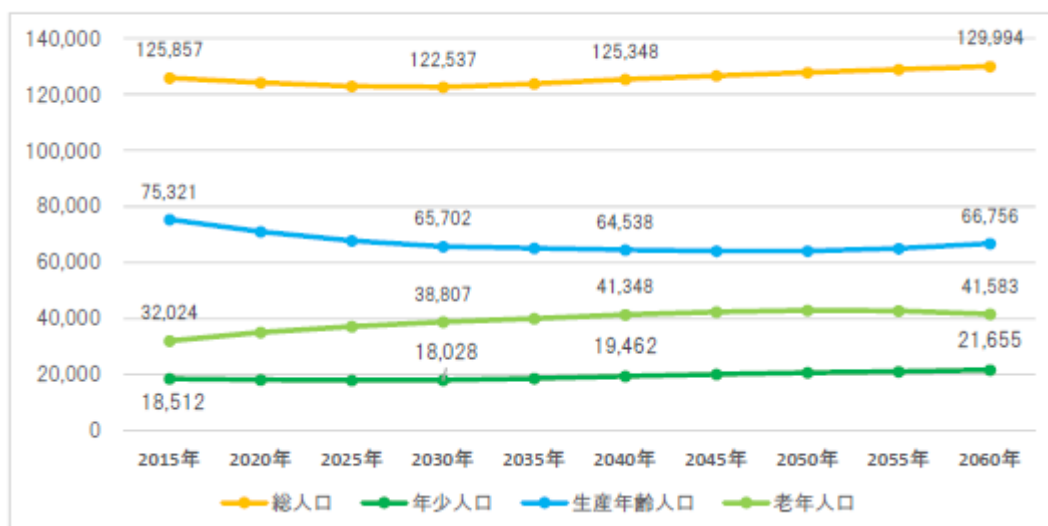
<将来人口の推移>



<年齢3区分別 (割合) >



<年齢3区分別人口推移>



■産業別就業人口の動向 - 国勢調査 -

表 1-1 (3) 過疎地域

区 分	昭和 35 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	20,977	14,152	△32.5	12,162	△14.1	9,494	△21.9	7,985	△15.9
第1次産業 就業人口比率	73.3%	25.0%		15.6%		14.1%		12.5%	
第2次産業 就業人口比率	6.6%	26.1%		23.8%		22.8%		23.2%	
第3次産業 就業人口比率	20.1%	48.9%		60.4%		61.9%		60.2%	

※他に分類不能の産業がある。

表 1-1 (3) 霧島市全域

区 分	昭和 35 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	54,425	52,456	△3.6	57,667	9.9	54,460	△5.6	53,224	△2.3
第1次産業 就業人口比率	71.6%	21.7%		7.3%		5.5%		4.9%	
第2次産業 就業人口比率	6.9%	28.2%		29.1%		26.7%		26.8%	
第3次産業 就業人口比率	21.5%	50.1%		63.3%		65.6%		65.7%	

※他に分類不能の産業がある。

3. 行財政の状況

(1) 行政の状況

少子高齢化の進行や、それに伴う人口減少などにより社会構造が大きく変化する中、今後ますます増大する行政需要に的確に対応していくためには、行政が住民にとって身近な存在となるよう、組織体制の充実・強化が必要とされている。

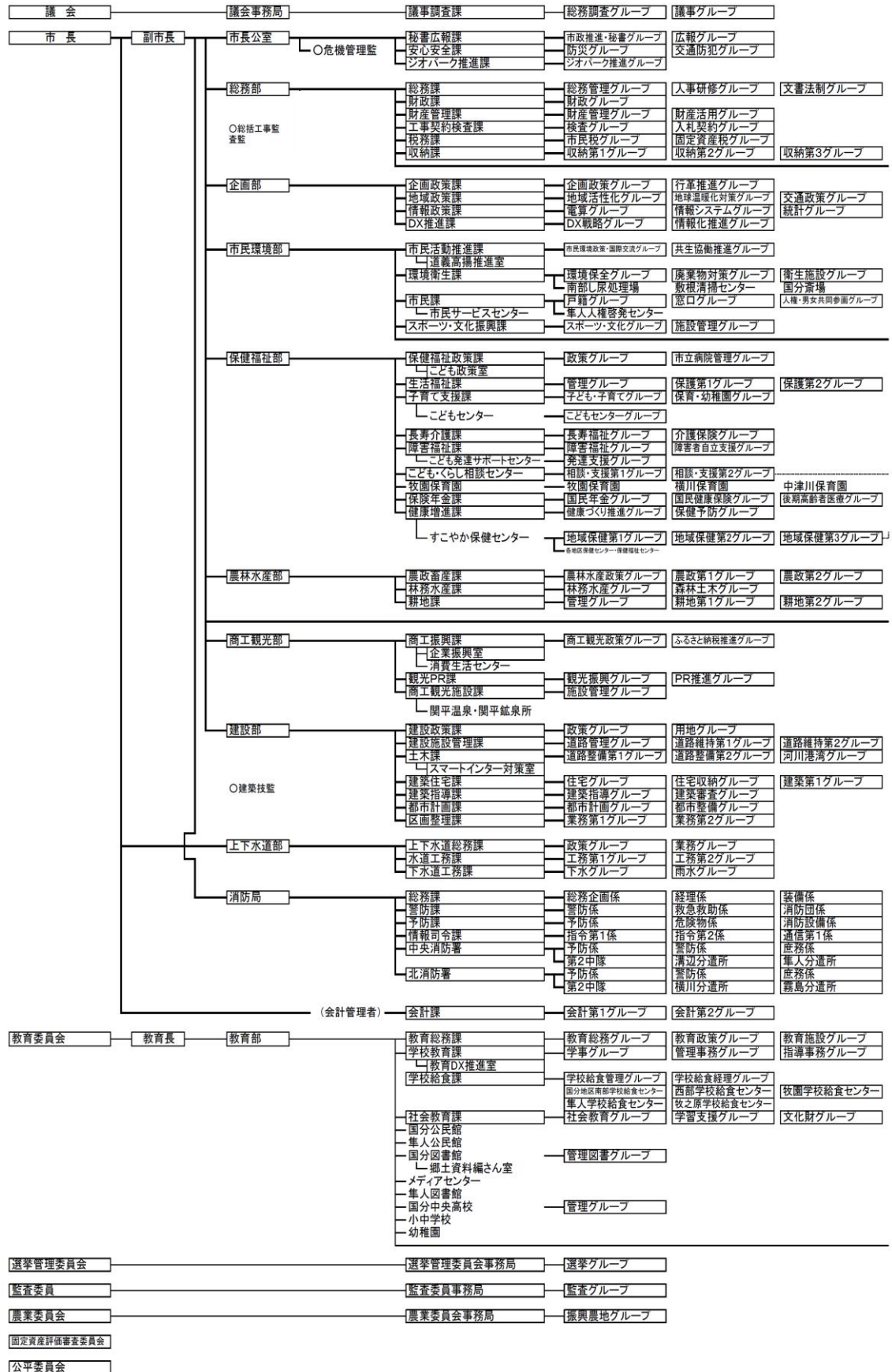
これまで本市では、「霧島市定員管理計画」や「きりしまDX未来図」を策定し、適宜見直しを図りながら、これらの計画等に基づき、積極的に行政改革に取り組んできたところである。

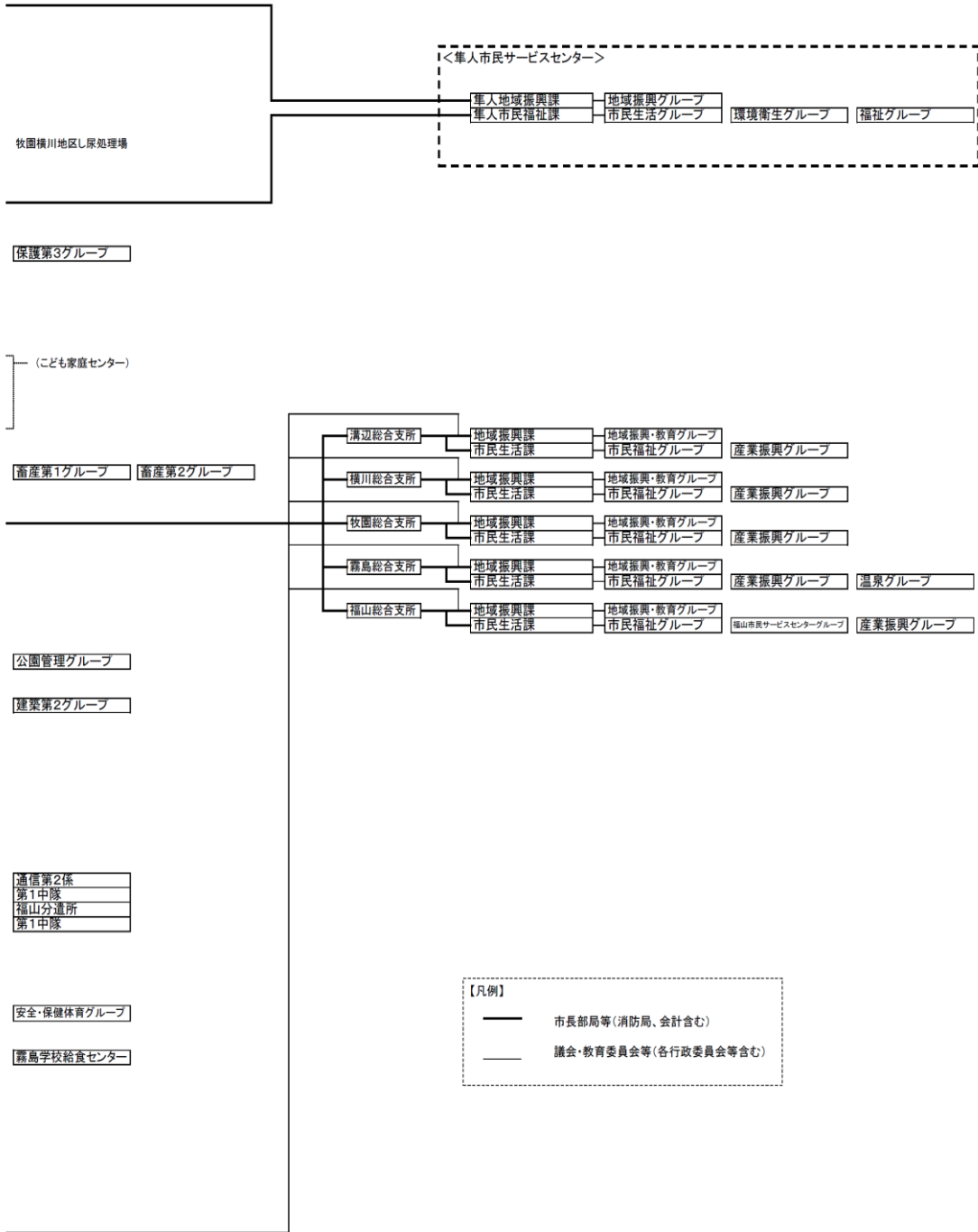
令和7年4月時点における本市の職員数は、令和3年度と比較して12人減の1,079人である。また、同時点における組織数は、12部局、5総合支所、73課、191グループ(室)であり、限られた財源・人材を有効に活用しながら、政策課題に迅速に対応するための体制づくりを進めるとともに、状況に応じた組織の再編を図っている。

さらに、行政評価の活用による事務事業の見直しや、指定管理者制度の推進による業務の民間委託等により、市の担うべき役割の重点化を図り、効果的で効率的な行政経営を進めてきたところである。

今後の財政運営においては、歳入面で市税や普通交付税などの一般財源の増加が期待できない中、歳出面では、ますます増大する行政需要や複雑多様化していく市民ニーズへの的確な対処が求められており、柔軟な財政構造が必要不可欠であることから、これまで以上に持続可能な健全財政の確立と行政改革への積極的な取組を推進していくこととしている。

■霧島市組織図 (令和7年4月1日現在)





(2) 財政の状況

本市の財政状況は、毎年度、当初予算時点において、歳出が歳入を上回り、財政調整基金を取り崩すことで収支のバランスを図らざるを得ない非常に厳しい状況にある。

また、令和6年度の財政構造を示す財政指標は、財政力指数0.55、経常収支比率87.2%、実質公債費比率5.3%となっており、財政構造の硬直化に留意が必要な状況である。

今後においても、歳入面では、市税を始めとする自主財源や歳入の大きな柱である普通交付税の大幅な増加が期待できない一方、歳出面では、扶助費をはじめとする社会保障費、更新時期を迎えた公共施設の維持・更新に要する経費、物価や資材、人件費の高騰などによる普通建設事業費等の増加が見込まれ、非常に厳しい財政運営が続くことが予想される。

このようなことから、歳入面では、国・県の予算や地方財政計画を踏まえ、補助事業や有利な地方債を活用するとともに、受益者負担の適正化等にも配慮しながら自主財源の安定的な確保を図り、歳出面では、「霧島市経営健全化計画（第4次）改定」に基づき、「選択と集中」の考えのもと、事務事業の徹底した見直しによる適正化を図ることで、効率的で持続可能な健全財政への転換に取り組むこととしている。

■市財政の状況

表 1-2 (1)

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	57,793,937	62,373,798	82,017,685	79,784,450
一般財源	34,647,870	35,142,109	34,536,687	38,137,755
国庫支出金	7,335,469	8,825,911	26,588,824	16,152,168
都道府県支出金	3,897,262	3,793,098	5,954,612	6,010,712
地方債	5,605,000	6,286,500	5,162,500	5,252,600
うち過疎対策事業債	46,000	273,900	150,400	501,300
その他	6,308,336	8,326,180	9,775,062	14,231,215
歳出総額 B	54,944,656	59,544,295	78,310,983	76,012,612
義務的経費	29,788,602	30,911,044	34,416,749	38,341,216
投資的経費	8,602,337	10,561,193	10,344,661	12,987,488
うち普通建設事業	7,947,023	10,247,495	9,592,263	11,923,441
その他	16,507,387	17,797,847	33,549,573	24,683,908
過疎対策事業費	46,330	274,211	150,622	574,742
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,849,281	2,829,503	3,706,702	3,771,838
翌年度へ繰越すべき財源 D	754,936	350,157	1,005,345	674,201
実質収支 C-D	2,094,345	2,479,346	2,701,357	3,097,637
財政力指数	0.55	0.54	0.56	0.55
公債費負担比率	20.6	18.4	15.2	12.1
実質公債費比率	13.1	9.5	6.5	5.3
起債制限比率 (3ヶ年平均)	-	-	-	-
経常収支比率	82.1	84.9	90.5	87.2
将来負担比率	68.9	0.7	-	-
地方債現在高	71,446,006	62,222,990	52,945,765	46,212,641

※各年度の数値は、地方財政状況調査による。

(3) 公共施設整備水準等の現状と動向

本市は、これまで、市営住宅の計画的な建替えなどの住環境の整備、幹線道路や市道をはじめとする生活道路の整備や維持管理、水の安定供給と効率的な汚水処理など、市民生活に密着した基盤整備を進めてきた。

これらの生活基盤は、今後、限られた行政資源の中で、少子高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえ、より効率的で効果的な整備が求められている。このような中、本市の保有する公共建築物の6割以上（延床面積換算）は建築後30年が経過するなど、多くの生活基盤施設が老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えている。

このようなことから、今後においても健全な行財政運営を維持していくため、施設保有量の見直し・適正化に向けた取組や、予防・保全的な維持管理により長寿命化を推進するとともに、未利用財産の積極的な売却・貸付等による財源確保など、「霧島市公共施設管理計画」に基づく取組を着実に実施していく必要がある。

■主要公共施設等の整備状況

表 1-2 (2)

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市道	改良率 (%)	—	—	47.9	47.4	48.2
	舗装率 (%)	—	—	81.9	93.4	93.5
農道	延長 (m)	—	—	—	75,917	74,838
	耕地 1ha 当たり 農道延長 (m)	—	—	52.9	—	—
林道	延長 (m)	—	—	—	178,146	179,887
	林野 1ha 当たり 林道延長 (m)	—	—	7.2	—	4.4
水道普及率 (%)		—	—	94.7	96.4	98.4
水洗化率 (%)		—	—	57.5	79.0	91.6
人口千人当たりの病院・診療所の病床数 (床)		—	—	24.3	23.1	21.3

※表中、未入力部のデータは、正確な数値は現存しない。

4. 地域の持続的発展の基本方針

平成 30 年に策定した本市の最上位計画である「第二次霧島市総合計画」（以下「総合計画」という。）は、基本理念として、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を、将来像として、「人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう 多機能都市」を定めている。

また、将来像を実現するために、「政策 1 にぎわい 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」、「政策 2 ぐらし みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり」、「政策 3 やさしさ 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」、「政策 4 はぐくみ 社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり」、「政策 5 きょうどう 市民とつくる協働と連携のまちづくり」、「政策 6 しんらい 信頼される行政経営によるまちづくり」の 6 つの基本方針（政策）を定めている。

霧島市過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）においても、その基本理念及び将来像については、総合計画に即したものとする。

また、本計画は、過疎法第7条に基づく「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」を踏まえるほか、本市個別計画との整合に配慮し、策定するものとする。

（1）基本的な考え方

過疎地域では、人口の著しい減少や高齢化等に伴う地域コミュニティ機能の低下に加え、商店数の減少等による生活サービス水準の低下など、集落を維持することが困難となりつつある地域が増加しており、地域住民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、ソフト対策を含め、その地域課題に応じた効果的な対策を講じていく必要がある。

また、活力ある地域づくりを推進していくためには、地域に居住している人たちが、学習や他地域に住む人々との交流を通じ、自らが居住する地域の魅力を再認識し、地域への誇りを醸成していくことが大切である。特に本市は、高速ブロードバンド環境をいち早く整備し、リモートワークにも適していることから、仕事とリフレッシュを両立できる場所として、移住・定住とともに関係人口や二地域居住につなげるプロモーション活動を推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、本市の過疎対策は、それぞれの過疎地域がこれまで長きに渡り築き上げて来た歴史や文化、大切に守り伝えてきた貴重な地域資源、育て生み出してきた地域の個性・特色を尊重した上で、地域の課題に応じたハード・ソフト両面の取組を展開するとともに、地域住民による「地域力」の高揚を促進し、過疎地域と市街地がそれぞれの長を生かしながら相互に支え合う「持続可能な共生社会」の創造を目指す。

（2）施策の展開方針

各過疎地域において展開する施策の方針は、次のとおりとする。

ア 横川地域

横川地域は、かつて山ヶ野金山の鉄道輸送拠点として栄えた歴史ある地域で、JR 肥薩線の大隅横川駅、九州自動車道横川インターチェンジを有するほか、鹿児島空港に近接しており、その交通アクセスの良さから先端技術産業関連の企業も立地している。また、霧島山の西麓、天降川水系の上流部に位置し、平地は少ないものの水系沿いには水田、山間部には畑が点在しており、準高冷地的気候を利用した、茶・花き・しいたけ等の栽培や畜産業が盛んである。

こうした地域特性を踏まえ、引き続き交通アクセスの優位性等を発信しながら、地域の産業・流通拠点として、雇用機会の創出に努めるとともに、移住施策に基づく定住人口の増加に向けた取組や空き家・空き地等を有効活用し、良好な住環境の形成を推進する。

また、基幹産業である農林業については、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の更なる向上を図るとともに、競争力のある経営体の育成・確保に向けた取組を推進する。

イ 牧園地域

牧園地域は、霧島錦江湾国立公園をはじめとする秀麗な自然・景観を有するほか、霧島温泉郷を形成する多様な泉質と豊富な湧出量を誇る温泉に恵まれ、これらの資源を生かした観光産業が盛んである。また、国立公園として指定された地域と、山麓の丘陵部及びその谷あいにおいて、その特性に応じた農業が営まれている。

こうした地域特性を踏まえ、日本ジオパークに認定された霧島山や清澄な溪流など、地域特有の魅力、観光資源の更なる発信に努め、観光誘客による交流人口の増大を通じた地域の活性化を図る。あわせて、空き家・空き地等を有効活用した良好な住環境の形成を推進する。

また、冷涼な気候を生かした良質な茶など、「霧島ブランド」の確立を目指し、農畜産物等の付加価値を高める取組を推進する。

ウ 霧島地域

霧島地域は、韓国岳や新燃岳、高千穂峰が連なる雄大な霧島山と南麓の丘陵部からなり、霧島錦江湾国立公園、霧島神宮、霧島神宮温泉郷などの豊富な観光資源に恵まれている。年間を通じ全国から多くの観光客が訪れ、牧園地域とともに観光振興の中核をなす地域である。また、霧島川沿いや山裾において、その特性に応じた農業が展開されており、中でも茶や水稻、畜産などが盛んである。

こうした地域特性を踏まえ、荘厳な風格を持つ本殿等が国宝指定された霧島神宮やリニューアルされた「JR 日豊本線 霧島神宮駅（以下「JR 霧島神宮駅」という。）、日本ジオパークに認定された風光明媚な霧島山など、地域特有の魅力・観光資源の更なる発信に努め、観光誘客による交流人口の増大を通じた地域の活性化を図るとともに、別荘地については、周辺の森林や農地との調和を図り、良好な住環境の維持・形成を推進する。

また、農林業については、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の更なる向上を図るとともに、競争力のある経営体の育成・確保に向けた取組を推進する。

エ 福山地域

福山地域は、錦江湾に面して急峻な傾斜地が迫る温暖な沿岸部と、標高約 400m の牧之原台地からなり、沿岸部では、果樹の栽培や特産品である天然米酢（黒酢）の醸造・生産が行われているほか、水産業が盛んである。一方、牧之原台地は、冷涼な高原性の気候を生かした野菜の栽培や畜産など、農畜産業が盛んであり、それぞれの特性の違いが色濃く表れた地域である。

こうした地域特性を踏まえ、沿岸部では、錦江湾・桜島を望む美しい眺望などの地域資源や地元で漁獲された水産物を生かした観光及び水産業の振興地域として、交流人口の増大とその活性化を推進する。また、旧田中家別邸や島津・肝付氏の覇権争い戦場となった廻城跡地や島津軍の本陣となった惣陣ヶ丘の歴史を生かした地域づくりの推進など、観光資源としての魅力向上やまちづくりへの活用に取り組む。

牧之原台地では、交通の利便性や平坦地としての特性を生かした良好な住環境の維持・向上を図るとともに、基幹産業である農畜産業の更なる振興を推進する。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

「総合計画」において、2015（平成 27）年国勢調査の結果に基づく本市独自の推計により、2027（令和 9 年）年の推計人口は、2017（平成 29）年の 125,338 人（鹿児島県推計人口）と比較し、2%程度減少する 123,298 人と推計している。本市は、2023（令和 5）年 3 月に策定した「第 3 期霧島市ふるさと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」に掲げる各種取組を着実に推進することにより、合計特殊出生率の向上に伴う自然増、移住定住者数や若者の地元就職率の増加に伴う社会増を目指すこととし、2027（令和 9）年の目標人口を 127,000 人と設定している。

また、長期的には、「霧島市ふるさと創生人口ビジョン」において、2060（令和 42）年の目標人口を 130,000 人としている。

過疎地域においても、「総合計画」や「総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、過疎地域と市街地がそれぞれの特長を生かしながら相互に支え合う「持続可能な共生社会」の創造に向けた取組を進める。

		基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 12 年度)
合計特殊出生率		1.66%	1.88%
移住者受け入れ		75 世帯	180 世帯
人口流出抑制	高校卒業時の就職者の市内就職率	34.2%	45.0%
	大学等卒業時の就職者の市内就職率	12.7%	25.0%

（２）財政力に関する目標

成果指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
市債残高	百万円	46,213	37,953
財政調整基金残高	百万円	7,915	3,735

（３）地域の持続的な発展のための基本となる目標

重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 12 年度)
相談窓口を経た移住者数	人/年	198	300
まちづくりや地域活動等の支援制度を活用した市民団体数（累計）	団体	349	650
空き家バンク成約件数	件/年	16	20
官民連携による公共施設等の有効活用や維持管理を実施した件数（累計）	件	0	3
市道の改良率	%	48.3	49.2
立地協定件数（増設も含む）（累計）	件	80	112
新規就農者数（累計）	人	5	50

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

「総合計画」に基づく施策については、当該事業の翌年度に、関係課長等で構成する施策別分科会を開催し、事業年度における取組の振り返りを行うとともに、翌年度の取組方針を定め、当該方針等を掲載した「施策評価シート」を市ホームページ等で公表している。本計画についても、これら総合計画に係る行政評価と連携することにより、より効果的かつ効率的に達成状況の評価を実施する。

また、「総合戦略」に位置付けられた基本目標の成果指標については、霧島市ふるさと創生有識者会議による外部評価を行っており、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、数値目標に基づいて、施策の成果を客観的に検証、改善する仕組み（PDCA サイクル）を構築し、推進している。

7. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

8. 公共施設管理計画との整合

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化の進展など社会情勢が急速に変化し、国・地方を通じ財政状況が厳しい中、公共施設（道路・橋梁や上下水道、公共建築物等）の老朽化に伴う安全性の確保や更新等は、地方公共団体の大きな課題の一つとなっている。

このような中、本市の公共施設の多くは、合併以前に旧市町がそれぞれの方針に基づき整備したものであり、平成17年の合併の結果、公共建築物の保有量は人口規模が同程度の都市と比較して非常に高い値となっているほか、道路や橋梁・上下水道などの土木インフラストラクチャー（以下「土木インフラ」という。）*についても、市の面積が広いことなどから数多く保有している。

このような状況等を踏まえ、本市は、健全財政の堅持と適切な公共サービスの両立を図るために、公共施設が抱える様々な課題を明確にし、今後の公共施設の管理運営の方向性や方針等を定めた「霧島市公共施設管理計画」を平成27年3月（令和4年3月一部改定）に策定した。

本計画においても、「霧島市公共施設管理計画」の考え方に基づき、既存施設の複合化・多機能化や長寿命化等を検討し、施設の維持管理コストの最適化に配慮するなど、過疎地域における公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進する。

9. SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030（令和12）年を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17の目標から構成されている。

SDGsの理念については、本計画で示された基本方針等と重なるものであり、本計画における取組を推進することで、SDGsの達成に向けた取組を推進することにつながる。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



*土木インフラストラクチャー：良好な生活環境を確保し、産業活動を推進させるうえでの基盤となる公共土木施設。

1. 現況と問題点

本市の過疎地域においては、地域を維持するための担い手が不足しており、伝統行事の継承、共有財産の管理等が困難な状況となっている。その一方で、大都市圏に居住する人々が地方への「あこがれ」や移住への関心を有していること、特に本市は、高速ブロードバンド環境をいち早く整備し、リモートワークにも適していることから、地方移住に関する情報の発信や相談体制の改善を図りつつ強化する必要がある。加えて、移住以外で地域との関わりを求めている方も多く存在し、観光やイベント参加に関心がある方のほか、農作業や祭り等の地域活動への参加や地域住民との交流のための滞在、二地域居住など、地域との関わり方は多様化していることから、これらのニーズを的確に把握し、地域との関わりを求めると地域住民とのマッチングを行う仕組みを構築した上で、構築後の実効性を高める必要がある。

市が主体となり行っている国内の都市間交流については、合併前から交流していた国内の都市と継続して交流を行っているところであり、引き続き市民レベルでの交流を促進していく必要がある。

一方、海外との都市間交流については、近年における国際化の進展を踏まえ、その交流をさらに深めていくとともに、グローバル人材の育成を進めていく必要がある。

本市の外国人の住民登録者数については、毎年100人前後増加しており、近年、本市で働き、生活する外国人が増えつつある。

2. その対策

移住を検討されている方々へ本市の魅力伝えるため、引き続き、東京・大阪での移住定住促進イベントへの参加やオンライン等によるイベントの開催、各種媒体を通じた広報等の取組を積極的に推進するとともに、交通移動手段の確保、既存ストック（空き家等）の活用等を通じ、過疎地域での暮らしやすい住環境づくりに努めるなど、移住者に対するきめ細やかな支援の強化を図る。特に本市は、空港や鉄道、高速道路等を有する交通の要衝であり、都市機能を有しながら、豊かな自然や多種多様な泉質を持つ温泉など、様々な地域資源に恵まれていることや高速ブロードバンド環境の整備をいち早く整備し、リモートワークにも適していることから、仕事とリフレッシュを両立できる場所として、移住・定住とともに関係人口や二地域居住につながるプロモーション活動を推進する。

また、活力ある地域づくりを推進するため、住民自らが居住する地域の魅力を再認識し、地域への誇りを醸成できるよう人材育成事業等による支援を行うことに加え、多様化・複雑化する地域課題を解決するため、地域外からの知識・ノウハウを持った人材を受け入れるなど、人の流れの創出に向けた取組を推進する。とりわけ、「元気なふるさと再生集落」等が地域行事を実施する際、大学生を支援要員として派遣する「マンパワー支援事業」を引き続き実施するなど、連携した取組を推進しながら、住民が主体となって地域の活性化に取り組むことができる環境づくりを推進する。

国内外の都市との交流に関しては、相互訪問や文化・芸術交流などを通じて、市民レベルでの参加の輪を広げ、相互理解の推進に努めるとともに、国際的な視野を持つグローバル人材の育成を図り、健全な青少年の育成に努める。

加えて、増加する外国人が安全・安心に暮らせるよう、市国際交流員の更なる活用をはじめとして、事業主や市国際交流協会等との関係団体との連携を強化し、情報提供体制の充実を図る。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定住	元気なふるさと再生事業	市	市全域
		空き家バンク事業	市	市全域
	(2) 地域間交流	国際交流支援事業	市	市全域
		姉妹都市交流事業	市	市全域
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業 (移住・定住)	移住定住促進補助事業 [事業内容] 中山間地域等への移住を促進し、地域の活性化を図るため住宅取得等に係る支援を行う。 [必 要 性] 人口減少・高齢化を緩和し活力ある地域づくりを推進する必要がある。 [事業効果] 移住促進により地域の活性化が図られる。	市	市全域
		移住定住 PR 促進事業 [事業内容] 移住を検討されている方々に農作業体験等を通じて本市の魅力を PR する。 [必 要 性] 本市の魅力を PR し、本市への移住を促進する必要がある。 [事業効果] 移住により中山間地域の活性化が図られる。	市	市全域
		関係人口等創出促進事業 [事業内容] 多様な形で関わる本市の魅力を PR する。 [必 要 性] 本市の魅力を PR し、関係人口等の創出を促進する必要がある。 [事業効果] 関係人口等の創出により中山間地域の活性化が図られる。	市	市全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

第3章 産業の振興



1. 現況と問題点

(1) 農業

本市の農業は、高齢化等による担い手不足、人口減少等による荒廃農地や有害鳥獣による被害の増加が顕在化しており、関係団体と連携して、担い手や新規就農・就業者への支援に取り組むとともに、ほ場整備や鳥獣被害防除対策等により、農用地の整備・保全に取り組む必要がある。

このような中、本市の過疎地域においては、農業従事者の高齢化及び減少に伴い、担い手農家等に集積されない農地の一部が遊休農地となるおそれがあり、これにより、担い手農家等の規模拡大に支障を及ぼし、また、周辺の耕作にも悪影響を与えるおそれがあることから、引き続き農地の有効利用対策を推進していく必要がある。

また、農業生産基盤整備の水準が低い地域においては、地域の特性に応じた農道整備等を計画的に実施していく必要がある。

■専兼業別農家戸数

過疎地域

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農家数 (戸)	販売農家戸数	1,817	1,469	1,213	908	642
	専業農家	699	632	663	518	—
	第1種兼業農家	290	231	104	67	—
	第2種兼業農家	828	606	446	323	—
就業人口 (人)	第1次産業	2,190	1,903	1,563	1,356	1,039
	うち農業	2,112	1,857	1,477	1,267	962
	第2次産業	3,751	2,898	2,526	2,192	1,932
	第3次産業	7,299	7,361	6,436	5,946	5,014
	合計	13,240	12,162	10,525	9,494	7,985
	就業人口に対する 農業割合 (%)	16.0	15.3	14.0	13.3	12.0

霧島市全域

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農家数 (戸)	販売農家戸数	3,618	2,841	2,306	1,745	1,233
	専業農家	1,516	1,347	1,294	1,034	—
	第1種兼業農家	541	410	222	143	—
	第2種兼業農家	1,561	1,084	790	568	—
就業人口 (人)	第1次産業	4,595	4,209	3,480	3,069	2,657
	うち農業	4,327	4,021	3,193	2,779	2,393
	第2次産業	19,620	16,840	15,183	14,872	14,656
	第3次産業	33,778	36,618	35,274	36,519	35,911
	合計	57,993	57,667	53,937	54,460	53,224
	就業人口に対する 農業割合 (%)	7.5	7.0	5.9	5.1	4.5

資料：農林業センサス（令和2年専兼業別の分類調査項目なし）、国勢調査

(2) 林業

本市の林業は、世代交代等による森林所有者の林業経営意欲の低下、林業従事者の高齢化及び減少などに伴い、適正な経営管理が行われていない森林もあり、林業の安定的収入や林産物の安定供給等に悪影響を及ぼしている状況である。一方、スギ、ヒノキの人工林は本格的な利用期を迎え、大型木材加工施設や木質バイオマス発電施設の稼働などにより、依然として木材需要は高い状況である。

また、森林は地球環境保全機能、土砂災害防止機能、水源かん養機能及び保健・レクリエーション機能などの公益的機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮するため、必要な再造林や間伐等の森林整備を進めるとともに、林業従事者の確保・育成や経営安定対策を講じることにより、木材の安定供給と森林の適正な管理を推進していく必要がある。

(3) 水産業

本市の水産業は、錦江湾奥を拠点とする沿岸漁業と内水面漁業から構成されており、そのほとんどが零細規模であることや、漁業従事者の高齢化、後継者不足などにより、就業人口は減少傾向にあることから、漁港の整備に加え、水産資源の維持・増大を図るために、湾内ではマダイ・ヒラメ等の種苗放流、内水面漁業では、稚アユ・ウナギ等の放流などを行い漁業生産環境の向上に努めている。

今後は、漁場の整備や栽培漁業の導入などにより生産力を強化し、経営の安定化・所得の向上を図るとともに、新規就業者の確保・育成に努めていく必要がある。

また、養殖業においては、ブランド認定等の取組を通じ、安全・安心で質の高い養殖魚等の生産の拡大を強化することにより、漁業全体として収入の向上を図っていく必要がある。

(4) 工業

本市の工業は、電子デバイスや各種機械、食品などの分野の企業等が多数立地している。また、高速交通体系の整備により、物資輸送ルートの整備が確立され、河川や湧水を水源とした一定量の工業用水が確保されているとともに、若く資質の高い労働力を確保できることなど恵まれた企業立地条件を兼ね備えている。

しかしながら、多数の企業の立地が進み、本市の所有する分譲可能な工場等用地が不足している状況であることから、企業立地に必要な工場等用地の確保や基盤整備に努めていく必要がある。

また、引き続き、進出企業や既存企業を立地や設備投資の面でもサポートし、工業の更なる振興を図り、雇用の場の確保に努めていく必要がある。

■工業事業所数／従業者数

(単位：件、人)

	工業事業所数			従業者数		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
市全体	134	156	156	10,818	11,437	11,708
県全体	2,023	2,531	2,544	69,396	72,571	73,614

資料：工業統計調査

■ 製造品出荷額等／従業者一人当たり製造品出荷額等 (単位：万円)

	製造品出荷額			従業者一人当たり製造品出荷額等		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
市全体	30,710,674	36,444,309	37,762,217	2,839	3,187	3,225
県全体	198,283,031	220,619,863	241,466,932	2,857	3,040	3,280

資料：工業統計調査

(5) 商業

商業を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による社会構造の変化や、大型商業施設・コンビニエンスストアの出店増、ICTを活用した電子商取引等の購買動向の多様化等により、市内の商工業者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、特に過疎地域においては、商店の活気が低下している。

これらの状況を踏まえ、商工業者の経営基盤の強化や人材育成、商店街を中心とした商業集積地域の魅力向上、官民一体となった販路開拓や販売促進等の支援を強化していくなど、地域経済を支える商工業の振興を図る必要がある。

■ 商業事業所数／従業者数 (単位：件、人)

	商業事業所数			従業者数		
	平成26年	平成28年	令和3年	平成26年	平成28年	令和3年
市全体	973	1,020	1,015	7,526	7,725	7,592
県全体	16,867	17,439	16,553	107,533	117,406	113,904

資料：経済センサス

■ 商品販売額／商業従業者一人当たり商品販売額 (単位：百万円)

	商品販売額			商業従業者一人当たり商品販売額		
	平成26年	平成28年	令和3年	平成26年	平成28年	令和3年
市全体	203,694	205,488	215,173	27	27	28
県全体	3,710,568	4,194,068	3,814,311	35	36	33

資料：経済センサス

(6) 観光又はレクリエーション

本市は、山や川、海などの大自然や歴史・文化、温泉、食などの魅力ある観光素材を積極的に国内外にPRするとともに、観光施設や体験メニュー等の新たな観光資源の開発、霧島ジオパークを活用した広域的観光ルートの設定など、受入体制の充実に取り組んでいる。

また、近年は、外国人観光客を含め、個人や小団体の旅行形態が主流となっていることから、観光客のニーズにあった観光素材の創出や活用、SNSをはじめとする多様な媒体により、効果的な情報発信を行うとともに、「観光地・霧島」としてのブランド戦略を明確にし、霧島の魅力を生かした「選ばれる」観光地づくりに向けた取組を進める必要がある。

引き続き、観光関係者、地域、市民の協働によるおもてなし活動を展開するとともに、インバウンド対策や二次アクセスの充実を図ることで、訪れたいくなる満足度の高い、快適な観光地づくりを進める必要がある。

■観光客数の推移

(単位：人、%)

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
観光客数	全体宿泊客数 (A)	542,137	721,792	827,919	778,436
	対前年比(宿泊数)	90.8	133.1	114.7	94.0
	日帰客 (B)	3,949,817	4,883,558	5,804,292	5,593,410
	対前年比(日帰数)	86.2	123.6	118.9	96.4
	合計 (A)+(B)	4,491,954	5,605,350	6,632,211	6,371,846
	対前年比	86.8	124.8	118.3	96.1
宿泊内訳	県内からの宿泊客	218,701	230,781	208,080	189,927
	県外(国内)宿泊客	321,896	486,536	578,085	519,137
	国内宿泊客	540,958	717,317	786,165	709,064
	対前年比(国内)	93.3	132.6	109.6	90.2
	外国人宿泊客	1,179	4,475	41,754	69,372
	対前年比(外国人)	6.8	379.6	966.1	166.1

資料：令和6年霧島市観光統計

(7) 港湾

湾奥の物流拠点の役割を担っている福山港は、施設の経年劣化が進行している。また、港湾区域の背後地から海岸への通路は堤防間に防潮扉が無く津波や高潮時に越波等の被害が懸念されることから、港湾整備事業等により施設の長寿命化や防災機能の向上を図るとともに、港に隣接して整備されている海洋性レクリエーション拠点施設との親和性を図るなど、港湾機能の強化を図る必要がある。

2. その対策

(1) 農業

農業については、機械導入や施設整備、農地の集積・集約等への支援による生産性の向上を図ることで、担い手の育成と新規就農・就業者の確保に努めるとともに、関係機関との連携により、技術面や経営面、労働環境等に対する支援を行い、経営の安定化を図る。

また、計画的なほ場整備や農業用施設の維持管理、鳥獣被害防除対策など、生産基盤の整備・保全に取り組み、地域特性を生かした農村の振興を図るとともに、「霧島茶」、「霧島産和牛」については、日本一の称号を強みに、「霧島産農畜産物」のブランド価値を高め、将来にわたり、国内外に選ばられる産地づくりを推進し、消費拡大につなげる。

特に過疎地域においては、担い手・新規就農者の確保・育成に資する対策を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度や農地中間管理事業、経営所得安定対策等を活用し、農地の集積・集約化を進めることにより、荒廃農地の発生防止やその解消に努める。

また、効率的な農業経営と快適な生活環境の形成に向け、自然環境に配慮し、地域特性に応じた農道等の計画的な整備に努める。

(2) 林業

森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業の成長産業化を実現していくために、森林環境譲与税を活用して、民有林の再造林や下刈、間伐等の森林整備に対し

て、造林補助事業の上乗せ助成等により森林の吸収源対策を図り、多様な森林施業を推進するとともに、伐採後の再造林など循環型林業の構築を図ることにより、豊かな森林づくりに努める。

また、林道・作業道等の路網整備、森林施業の集約・機械化による効率化・低コスト化等を通じ、優良な木材の生産や収益の向上を図るなど、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、林業従事者の所得向上や労働環境の改善などによる担い手の確保・育成に努める。さらに、原木しいたけなど特用林産物の生産振興に努める。

(3) 水産業

種苗の放流や漁場整備などにより、漁場生産力の強化を図り、漁業従事者の経営の安定化及び担い手の確保や育成に努めるとともに、地産地消の取組や付加価値の高い商品づくりの推進により、水産物及び水産加工品の消費拡大を図る。

特に、養殖業においては、持続可能な生産体制の確立を図るとともに、消費者ニーズに対応した安全・安心な養殖生産を推進し、生産者自らが関与する販売活動の取組や販路拡大に向けた認知度向上に資する取組等を支援する。

(4) 工業

過疎地域において、交通アクセス等に優れた立地環境を生かし、鹿児島県をはじめ関係機関と連携し、企業立地に適した用地の確保や工業立地基盤の整備に努めるとともに、市独自の優遇制度等により新たな企業誘致を推進するほか、地場産業などの既存企業についても、技術力の向上や施設の増設計画等に対する協力や支援を実施することにより、若年者を中心とする雇用の場の確保に努める。

さらに、関係機関と連携し、優秀な人材や後継者の育成、技術の継承など労働力の確保を図る。

(5) 商業

商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化を図り、社会経済状況や商工業者のニーズに対応できるように、霧島市商工会や霧島商工会議所等との連携を密にし、必要な支援制度の創設に努めるとともに、商工業者に有益な事業・制度の情報提供を行う。

また、通り会等が行う街路灯の整備やイベント開催に対する助成制度により、地域特性を生かした商業環境の整備に努める。

さらに、空き店舗の新たな活用や地域経済の活性化等を図るため、創業支援と一体となった民間主導・公民連携によるリノベーションまちづくりを支援する。

(6) 観光又はレクリエーション

近年は、外国人観光客を含め、個人や小団体の旅行形態が主流となっていることから、観光客のニーズにあった観光素材の創出や活用、SNSなどを活用した効果的な情報発信を進めるとともに、「観光地・霧島」としてのブランド戦略を明確にし、霧島の魅力を活かした「選ばれる」観光地づくりを進める必要がある。

また、日本初の国立公園、2010年に日本ジオパークに認定された霧島ジオパークをはじめ、本市特有の歴史や文化、豊富な温泉や食などの多種多様な観光素材、空港や鉄道、高速道路などが整備された観光地としてのポテンシャルを最大限に生かす

ため、霧島市観光協会をはじめとする観光関係団体や地域と一体となった観光客の誘客活動や観光素材の創出、持続可能な発展を目指すジオパーク活動を推進する。

併せて、観光関係者、地域、市民の協働によるおもてなし活動を展開するほか、民間バス会社と連携した霧島神宮アクセスバスを始めとする観光バス等の運行により鹿児島空港や JR 主要駅から観光地へ結ぶ二次アクセスの利便性を高める。また、錦江湾奥に位置する鹿児島市、垂水市、姶良市及び霧島市で構成する錦江湾奥会議や鹿児島市、指宿市、南九州市及び霧島市で構成する鹿児島県四地区観光連絡協議会による関係市町と連携した観光誘致活動を実施することで再度訪れたいくなる満足度の高い、快適な観光地づくりを進める。

加えて、公園・緑地等については、レクリエーションなど市民や観光客の多様な触れ合いの場として活用されるよう努める。

(7) 港湾

福山海岸の美しい景観と水辺の保全を図るとともに県が管理する福山港については、隣接する福山海浜緑地広場と調和を図りながら、港湾施設の長寿命化や防災機能の向上及び物流機能の整備を促進する。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備(農業)	県営土地改良事業	県	過疎地 域全域
		農道・用排水路整備事業	市	過疎地 域全域
		かごしまの農業未来創造支援事業	市	過疎地 域全域
		農地防災事業	市	過疎地 域全域
		多面的機能支払交付金	市	過疎地 域全域
	(林業)	森林整備事業	市	過疎地 域全域
		かごしまの特用林産物産地づくり 事業(原木しいたけ等)	県・市	市全域
		かごしまの竹で育む産地づくり事 業(竹林改良等)	県・市	市全域
	(水産業)	活動火山周辺地域防災林業対策事 業(原木しいたけ等)	県	市全域
		漁業資源繁殖施設整備補助事業	市	福山

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(9) 観光又はレ クリエーション	観光施設整備事業	市	過疎地 域全域
		丸岡公園整備事業	市	横川
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業（商工業・6 次産業化）	霧島市中小零細企業持続化支援事 業 [事業内容]市内の中小零細企業が行う、持 続的な経営の安定や経営基盤の強化を目的 とした販売促進等の取組に係る支援を行 う。 [必 要 性]地域経済の活性化のためには、 中小零細企業の収益力の強化や持続的な 経営安定を図る必要がある。 [事業効果]中小零細企業の経営安定を図 ることにより、地域経済の活性化が図られ る。	市	市全域
		新規創業・第二創業促進支援事業 [事業内容]市創業支援センターによる相 談対応や空き店舗等ストックバンクを活用 した情報提供の実施等、行政・民間一体 となったリノベーションまちづくりを支 援する体制を構築する。 [必 要 性]創業希望者の着実な起業や、そ の事業の継続のための支援体制等を整備 する必要がある。また、既存の遊休不動産 を新しい使い方で活用するため、創業支援 と一体となったリノベーションまちづく りを支援する必要がある。 [事業効果]創業希望者に対する支援体制 等の整備により創業希望者が着実に起業 し、その事業を持続することができる。ま た、創業支援と一体となったリノベーシ ョンまちづくりを支援することにより遊休 不動産の新たな活用につながる。	市	市全域
	商店街活性化支援事業 [事業内容]商店街の賑わい向上や商業機 能の強化のため、商店街・通り会が行うイ ベント開催や街路灯の設置・修繕に係る 支援を行う。 [必 要 性]商店街・通り会の持続的発展を 推進するため、商店街・通り会の賑わいの	市	市全域	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(企業誘致)	創出や活性化、商店街利用者の安全確保を行う必要がある。 [事業効果]商店街・通り会の賑わいが創出・活性化され、商工業者の経営が安定するとともに、商店街利用者に安心安全な買い物環境を提供することができる。	市	市全域
		企業誘致推進事業 [事業内容]産業振興促進区域及び振興すべき業種に対し、固定資産税の課税免除を行う。 [必 要 性]過疎地域における企業誘致により、地域の活性化と雇用の確保を図る必要がある。 [事業効果]過疎地域の産業開発の促進が図られることで、経済活性化と雇用の増大に寄与する。	市	市全域
		立地企業支援事業 [事業内容]市内への積極的な工場立地や投資の促進に向けて、工場等の新設や増設等を行う事業者に補助。 [必 要 性]本市の地理的条件といった優位性を生かした企業誘致活動を積極的に推進する必要がある。 [事業効果]工業の振興や雇用確保の創出につながる。	市	市全域
	(観光)	中小零細企業ビジネス展開支援事業 [事業内容]市内中小零細企業者の販路開拓や生産性向上の取組に係る経費を補助。 [必 要 性]地域経済の活性化のためには、中小零細企業の収益力強化、持続的な経営安定を図る必要がある。 [事業効果]地域経済の活性化が図られる。	市	市全体
		霧島の食ブランド価値向上事業 [事業内容]地域産品を活かした6次産業化やブランド化の推進、市場ニーズにあった新製品の開発・提供等の取組を行う。 [必 要 性]地域産品を通して本市の魅力を広く県内外にPRし、地域の活性化につなげる必要がある。	市	市全域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		[事業効果]知名度向上による誘客、地域産品のブランド化による販路拡大等が図られる。	市	市全域
		森林セラピー推進事業 [事業内容]森林セラピーロードを活用したイベントを開催する。 [必 要 性]地域資源である森林セラピーロードを活用したイベントを開催し、誘客を図ることで、地域の活性化につなげる必要がある。 [事業効果]地域資源である森林セラピーロードを活用したイベントを開催することで、誘客が図られ、地域の活性化につながる。	市	牧園 霧島
		天孫降臨霧島祭実行委員会活動支援事業 [事業内容]地域固有の個性豊かな伝統芸能や文化の継承、後継者の育成を図る。 [必 要 性]世代を超えて継承されてきた天孫降臨神話の世界観や、規範をもって形成された伝統芸能を広くPRする必要がある。 [事業効果]代々継承されている地域の伝統芸能を今後も継承することで、地域の活性化が図られる。	市	牧園
		ハネムーンウォーク実行委員会活動支援事業 [事業内容]地域独自の歴史や文化を活用したイベントを開催する。 [必 要 性]ウォーキングと地域の歴史・文化・暮らしを組み合わせたイベントを行うことにより、地域の活性化につなげる必要がある。 [事業効果]交流人口の増加に伴う地域間交流や地域活動の活性化が図られる。	市	牧園 霧島 隼人
		霧島連山周遊バス運行事業 [事業内容]登山者の交通アクセス充実のため、丸尾を拠点にえびの高原及び高千穂河原を結ぶバスの運行。 [必 要 性]登山者の交通アクセスを確保する必要がある。	市	牧園 霧島

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		[事業効果]観光客の交通手段が確保される。	市	牧園 霧島
		妙見路線バス運行事業 [事業内容]妙見を經由して国分駅から隼人駅、鹿児島空港を結ぶバスの運行 [必 要 性]妙見地区へのアクセスと路線バス(国分～牧園)廃止に伴う沿線地域の交通手段確保を必要がある。 [事業効果]観光客の交通手段が確保される。	市	牧園 国分 隼人
		霧島神宮アクセスバス運行事業 [事業内容]鹿児島空港から、丸尾・霧島神宮を經由して JR 霧島神宮駅を結ぶバスの運行。 [必 要 性]鹿児島空港から霧島神宮へ乗り換えなしで向かう交通手段を確保する必要がある。 [事業効果]観光客の交通手段が確保される。	市	牧園 霧島 溝辺
	(11)その他	福山港（県単港湾整備）事業	県	福山
		農業の「稼ぐ力」向上プロジェクト推進事業	市	過疎地 域全域
		全国茶品評会出品支援事業	市	過疎地 域全域
		中山間地域等直接支払事業	市	過疎地 域全域
		経営所得安定対策推進事業	市	過疎地 域全域
		担い手経営発展等支援事業	市	過疎地 域全域
		農業専門指導員設置事業	市	過疎地 域全域
		鳥獣被害対策実践事業	市	過疎地 域全域
家畜導入及び保留補助事業	市	過疎地 域全域		
畜産団体運営支援事業	市	過疎地 域全体		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		農産物加工施設整備事業	市	過疎地 域全域
		新規就農者育成総合対策事業	市	過疎地 域全域

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日から 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「第3章 産業の振興」における「2. その対策」及び「3. 計画」に記載のとおり。

5. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

1. 現況と問題点

本市のブロードバンド環境については、リモートワークやオンライン授業等の増加に伴う通信需要に対応するため、平成30年8月に策定した「霧島市光ブロードバンド整備計画」におけるインフラ整備は完了した。

また、超高速・大容量や低遅延などを可能とする第5世代移動通信システム（5G）の移動通信サービスの普及が進み、さらに高速衛星インターネットサービスも普及しつつある。

今後は、観光や農業、工業等の地域産業の活性化や地域課題の解決に向けた活用について調査・研究を進めるとともに、5G通信や衛星通信の社会実装に向けた検討を進める必要がある。

さらに、令和3年5月19日には、「デジタル改革関連法」が公布されて以降、デジタル化の取組は急激に加速され、ICTやIoT、AI、RPAなどのデジタル技術の利用やマイナンバーカードを活用した行政サービスのデジタル化の推進に向けた取組が急務である。

一方で、高齢者を中心にICTを有効に活用できない市民も存在することから、市民間の情報格差（デジタル・デバイド）の拡大が懸念される中、状況に応じたデジタルツールの活用支援を実施する必要がある。

加えて、本市にはテレビやラジオの難視聴地域や一部の携帯電話キャリア（通信事業者）においてつながりにくい地域が存在するなど、引き続き情報基盤の強化に資する対策も必要である。

2. その対策

現行のブロードバンド環境を活用しつつ、5G等の新たな高速・大容量通信の普及により、必要とするあらゆる情報を「みんなが」、「いつでも」、「どこでも」入手することができる環境整備に向けて、電気通信事業者と連携した取組を推進する。

また、令和2年12月25日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。

ビジョンの実現のためには、市民に身近な行政機関である市としては、国が令和2年12月25日に策定した「自治体DX推進計画」に基づき、AI、RPAなどのデジタル技術の活用やマイナンバーの更なる普及に努め、市民サービスの向上や業務の効率化を推進する。

さらには、ICTを有効に活用できる人材を積極的に育成するのみならず、情報格差（デジタル・デバイド）の解消支援策としてデジタルスキルトレーニング等を実施することで、環境整備などのハード面だけでなく、ソフト面も含めた両方から効果的な取組を推進する。

加えて、テレビやラジオの難視聴地域の解消に向けた取組や携帯電話の不感地域における携帯電話通信事業者に対する中継局設置の要請、並びに公共施設等における公衆無線LANの整備の検討を継続して行うとともに、防災行政無線施設やスマートフォン用アプリ「きりしま防災・行政ナビ」等の活用を通じて、災害時等における緊急連絡や行政情報の有効な伝達手段の確保に努める。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設（告知放送施設）	FM きりしま難聴対策事業	市	市全域
	（ブロードバンド施設）	市地域情報基盤整備事業（光ブロードバンド整備事業等）	市	市全域
	（その他の情報化のための施設）	公衆無線 LAN 整備事業	市	市全域
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（情報化）	情報化推進事業 [事業内容] 市民等がオンラインで、公共施設の利用申請を行うことができるシステムを運用する。 [必要性] 24 時間いつでも、どこからでも申請できる環境を構築し、利便性の向上を図る必要がある。 [事業効果] オンラインで公共施設を予約することができるようになり、利便性の向上が図られる。	市	市全域
		電子申請業務運営事業 [事業内容] 市民等がオンラインで、各種行政手続を行うことができるシステムを運用する。 [必要性] 24 時間いつでも、どこからでも申請できる環境を構築し、利便性の向上を図る必要がある。 [事業効果] オンラインで、各種行政手続を申請することができるようになり、利便性の向上が図られる。	市	市全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。



1. 現況と問題点

(1) 交通施設の整備

本市は、中央部を九州縦貫自動車道が縦断し、南東部には東九州自動車道が横断するなど、広域アクセスが確保されており、東九州自動車道は、安全性・走行性の向上、災害時の代替機能の強化などを図るための4車線化事業が進められている。

国道については、横川地域には国道504号、霧島・牧園地域には国道223号、福山地域には国道10号、220号及び504号が整備され、その一部においては、幅員が狭く、大型車両の離合や通勤・通学の際に危険を及ぼしている箇所がある。

県道・市道については、地域住民の生活道路として利用されているとともに、観光・産業振興の観点からも大きな役割を果たしていることから、安全性の確保、利便性の向上及び生活基盤としての機能の充実を図るなど、効果的・効率的な整備を進める必要がある。

農道・林道については、市道等を補完するとともに、地域の産業道路としての役割を担っていることから、適切に整備を進める必要がある。

このような中、経年劣化などによる道路面損傷箇所の補修に関する要望が増加していることに加えて、地域住民の高齢化などにより、これまでボランティアによる協力を得て行っていた草払い等の実施が困難な状況にあるなど、交通施設の維持管理は重要な課題となっている。

■市道の整備状況（過疎地域）（令和7年4月1日現在）

道路種別	路線数	延長 m	改良済		舗装済	
			延長 m	率%	延長 m	率%
1級	35	125,486	117,156	93.4	125,486	100.0
2級	50	114,414	82,572	72.2	112,801	98.6
その他	680	481,851	167,029	34.7	415,583	86.2
合計	765	721,751	366,757	50.8	653,870	90.6

資料：令和7年度市道台帳

■市道の整備状況（霧島市全域）（令和7年4月1日現在）

道路種別	路線数	延長 m	改良済		舗装済	
			延長 m	率%	延長 m	率%
1級	108	268,397	229,790	85.6	267,503	99.7
2級	91	198,242	137,539	69.4	193,666	97.7
その他	2,309	1,155,064	422,841	36.6	1,057,485	91.6
合計	2,508	1,621,703	790,170	48.7	1,518,654	93.6

資料：令和7年度市道台帳

■国・県道の整備状況（令和6年4月1日現在）

道路種別	路線名	延長 m	改良済		舗装済	
			延長 m	率%	延長 m	率%
国道	10号	27,571	27,571	100.0	27,571	100.0
	220号	11,070	11,070	100.0	11,070	100.0
	223号	41,729	41,729	100.0	41,729	100.0
	504号	31,245	31,181	99.8	31,245	100.0
県道 (主要)	小林えびの高原牧園	11,463	11,463	100.0	11,463	100.0
	都城隼人	15,740	15,740	100.0	15,740	100.0
	伊集院蒲生溝辺	6,842	6,842	100.0	6,842	100.0
	牧園薩摩	18,652	18,652	100.0	18,652	100.0
	菱刈横川	1,177	1,177	100.0	1,177	100.0
	栗野加治木	14,194	14,194	100.0	14,194	100.0
	隼人加治木	6,895	6,895	100.0	6,895	100.0
	隼人港	910	768	84.4	910	100.0
	国分霧島	17,296	17,296	100.0	17,296	100.0
	志布志福山	2,166	2,166	100.0	2,166	100.0
県道 (一般)	栗野停車場えびの高原	2,112	0	0.0	2,112	100.0
	霧島公園小林	6,811	6,811	100.0	6,811	100.0
	紫尾田牧園	10,410	7,214	69.3	10,410	100.0
	十三谷重富	6,248	936	15.0	6,248	100.0
	横川停車場	525	141	26.9	525	100.0
	犬飼霧島神宮停車場	11,874	8,157	68.7	11,874	100.0
	北永野田小浜	22,606	12,215	54.0	22,606	100.0
	日当山敷根	10,035	8,951	89.2	10,035	100.0
	崎森隼人	10,902	6,711	61.6	10,902	100.0
	隼人停車場	32	32	100.0	32	100.0
	豊後迫隼人	12,893	10,391	80.6	12,893	100.0
	隼人溝辺	6,768	777	11.5	6,768	100.0
	比曾木野福山港	12,729	10,344	81.3	12,729	100.0
	国師境	2,314	2,314	100.0	2,314	100.0
	霧島公園	6,222	3,299	53.0	6,222	100.0
	今別府牧園	8,110	4,346	53.6	8,110	100.0
	塚脇財部	4,577	4,321	94.4	4,577	100.0
	大川原小村	18,872	6,672	35.4	18,872	100.0
	志柄宮ヶ原福山	5,739	5,100	88.9	5,739	100.0
	長江柴建	574	0	0.0	574	100.0
国・県道合計	367,303	305,476	83.2	367,303	100.0	

資料：令和5年度道路現況調書（事前提供データ）

(2) 交通手段の確保

本市には、九州で2番目の旅客乗降客数を誇る鹿児島空港があり、その他、他県と連結するJR日豊本線・肥薩線の鉄道や主要な道路ネットワーク(九州縦貫自動車道、東九州自動車道や国道・県道等の主要幹線)が整備され、南九州三県の交通の要衝として位置付けられている。

バス運送については、主に幹線道路を運行する民間交通事業者が運行主体である路線バスや市街地循環バス、観光地等を周遊する霧島連山周遊バスや霧島神宮アクセスバス、主に交通不便地域を運行するふれあいバス等で構成されている。

その他、中山間地域ではデマンド交通、市街地等ではAIを活用したオンデマンド交通「きりしまMワゴン」など地域のニーズに合わせた様々な交通手段を導入している。

このような中、バスをはじめとする旅客運送サービスの需要の縮小に伴う交通事業者の経営の悪化、更には、運転手不足の深刻化などにより、地域公共交通の維持・確保が厳しくなる一方で、高齢者の運転免許返納者数は増加しており、地域住民の移動手段の確保は過疎地域における路線バスの維持・確保はますます重要な課題となっている。

また、鉄道は、地域住民の日常の交通手段として大きな役割を果たすとともに、沿線地域の振興、観光客誘客等を進める上で重要な交通基盤であるが、令和2年7月豪雨等により肥薩線の路線網が大きな被害を受け、吉松―八代区間で不通となっており、在来線を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

そのため、交通事業者をはじめとする地域の関係者と連携し、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地域においては、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促進していく必要がある。

さらに、平成27年3月に策定(令和4年3月一部改定)した「霧島市公共施設管理計画」において、中山間地域においては、地域の拠点を定め、暮らしに必要な施設を集約化することとしており、各集落から地域の拠点、地域の拠点から市街地又は他地域の拠点までの交通手段を検討する必要がある、同計画と連携した公共交通体系の構築を実現していくことが求められている。

2. その対策

(1) 交通施設の整備

国道・県道については、国や県と連携し、交通機関の運行や生産物の輸送の円滑化を図るとともに、引き続き、住民や観光客が快適に通行することができるよう、バイパス道路や拡幅改良に係る整備を国や県へ要請する。

市道については、住民生活に密着し、地域経済の浮揚に必要不可欠であることから、地域住民の意見等も踏まえ、安全性、快適性及び利便性などに配慮した整備・維持管理に努める。

また、農道・林道については、国道・県道及び市道との連携を図るなど、利用しやすい産業道路としての整備を図る。

(2) 交通手段の確保

買い物・通勤・通学などの市民の移動ニーズを適切に把握し、過疎地域において、効率的なふれあいバスやデマンド交通の運行を行うとともに、観光客の利便性の向上を図るため、交通拠点と市街地・観光地をつなぐ二次アクセスの充実や公共交通同士の乗り継ぎの見直し、交通結節点の機能強化を行い、誰もが分かりやすく、安心して利用できる公共交通ネットワークの形成を促進する。

また、コミュニティバスなどの重量車両において低炭素化された車両への更新を推進するとともに、国・県と連携して、電気自動車（EV）の充電設備の拡充や水素ステーションの設置等を促進するなど、環境にも考慮した交通手段の導入を図る。

さらに、多様化する市民等の移動ニーズに的確に対応した持続可能な地域公共交通を確保するために、国が進める「交通空白地の解消」「自動運転技術の導入」「地域公共交通のリ・デザイン（再構築）」などの政策を活用し、「質」や「魅力」の向上に努める。

鉄道については、過疎地域の住民や観光客の移動の円滑化を図るため、路線の維持や駅周辺及び駅構内のバリアフリー化を JR 九州と連携して促進するほか、肥薩線については、地域の駅活性化団体等と連携し、その魅力を広く発信するなど、地域住民や観光客の利用促進に資する取組の強化を図る。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道(道路)	市道整備事業：山内田線（改良・舗装） L=590m W=6.0m	市	横川
		市道整備事業：城山2号線（改良・舗装） L=1,270m W=7.5m	市	横川
		市道整備事業：今村～黒葛原線（改良・舗装） L=1,220m W=5.0m	市	横川
		市道整備事業：紫尾田～柿木線（改良・舗装） L=1,060m W=6.0m	市	横川
		市道整備事業：柿木～床波線（改良・舗装） L=930m W=6.0m	市	横川
		市道整備事業：（仮称）上ノ山線（改良・舗装） L=210m W=5.0m	市	横川
		市道整備事業：横川～山ヶ野線（改良・舗装） L=2,170m W=5.0m	市	横川
		市道整備事業：山ヶ野～木浦線（改良・舗装） L=1,000m W=5.0m	市	横川
		市道整備事業：丸岡～小脇線（改良・舗装） L=900m W=5.0m	市	横川
		市道整備事業：二牟礼～岩穴線（改良・舗装） L=4,020m W=6.5m	市	横川

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		市道整備事業：宿窪田線（改良・舗装）L=1,350m W=7.0m	市	牧園
		市道整備事業：龍石線（改良・舗装）L=390m W=9.5m	市	牧園
		市道整備事業：殿湯線（改良・舗装・橋梁 1 橋）L=1,240m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：栗川線（改良・舗装・橋梁 2 橋）L=630m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：大窪線（改良・舗装）L=470m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：妙見崎線（橋梁）妙見崎橋 L=20m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：川津原線（改良・舗装）L=2,200m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：ひばりヶ丘～西後線（改良・舗装）L=610m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：稼原～六方辻線（改良・舗装）L=500m W=6.5m	市	牧園
		市道整備事業：母ヶ野中通線（改良・舗装）L=950m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：甲辺～所平線（改良・舗装・橋梁 1 橋）L=900m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：真澄中央団地線（改良・舗装・橋梁 1 橋）L=180m W=5.0m	市	牧園
		市道整備事業：遠見松～泉水線他 1 線（改良・舗装）L=920m W=5.0m	市	霧島
		市道整備事業：戸崎原線（改良・舗装）L=260m W=5.0m	市	霧島
		市道整備事業：堀之内～真田原線（改良・舗装）L=190m W=5.0m	市	霧島
		市道整備事業：水流川原線（改良・舗装）L=349m W=5.0m	市	霧島
		市道整備事業：神田～向園線（改良・舗装）L=400m W=5.0m	市	霧島
		市道整備事業：田口～市後柄線（橋梁）真田橋 L=10m W=5.0m	市	霧島
		市道整備事業：乗越～園田線（橋梁）神田橋 L=11m W=7.5m	市	霧島

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(橋梁)	市道整備事業：泉水～市後柄線（改良・舗装）L=400m W=7.0m	市	霧島
		市道整備事業：橋口4号線（橋梁） 橋口2号橋L=8m W=5.0m	市	霧島
		市道整備事業：平野線（改良・舗装） L=130m W=6.5m	市	福山
		市道整備事業：福地線（改良・舗装） L=1,370m W=7.0m	市	福山
		市道整備事業：土地改良区5号線（改良・舗装）L=220m W=5.0m	市	福山
		市道整備事業：土地改良区21号線（改良・舗装）L=440m W=5.0m	市	福山
		市道整備事業：西牧之原線（改良・舗装）L=350m W=9.0m	市	福山
		道路維持改良事業	市	過疎地域全域
		市道整備事業：下脇線（橋梁）豊後迫橋L=37.0m W=5.0m	市	霧島
	(3) 林道	市単独林道事業：立元線（舗装） L=1,400m W=4.0m	市	福山
		市単独林道事業：宝瀬口三州線（舗装）L=200m W=4.0m	市	福山
		林道開設事業：和気線（新設・舗装） L=3,500m W=5.0m	市	牧園
		林道開設事業：佐賀利山線（新設・舗装）L=5,500m W=4.0m	県・市	牧園
		林道開設事業：渡瀬有村線（新設・舗装）L=1,000m W=4.0m	市	牧園
		林道開設事業：堀之元線（新設・舗装）L=2,000m W=4.0m	市	福山
		林道開設事業：荒磯線（新設・舗装） L=1,500m W=4.0m	市	福山
		林道開設事業：三角線（新設・舗装） L=1,800m W=3.5m	市	福山
		林道補修事業：貝吹ヶ岡線（舗装） L=1,600m W=4.0m	市	横川
		林道改良事業：松川十文字線（一部舗装）L=1,000m W=4.0m	市	横川

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		林道改良事業：椈ヶ八重線（新設・舗装） L=1,450m W=3.5m	市	横川
		林道改良事業：安良山線（一部舗装） L=2,500m W=3.5m	市	横川
		林道改良事業：柿木濱弓場線（新設・改良） L=2,500m W=3.5m	市	横川
		林道事業：川北宮前線（新設・改良） L=2,500m W=3.5m	市	霧島
		林道事業：川北田平線（新設・改良） L=2,000m W=3.5m	市	霧島
		林道事業：第2小窪線（新設・改良） L=800m W=3.5m	市	霧島
		林道事業：平木場線（舗装） L=2,300m W=3.5m	市	霧島
		林道開設事業：佐賀利山3号支線（新設） L=1,840m W=3.6m	県	牧園
		林道改良事業：郷戸口線（橋梁） L=6.5m W=7.0m	市	福山
		林道改良事業：鉾投線（橋梁） L=8.4m W=4.8m	市	牧園
		(9) 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）	コミュニティバス等運行事業 [事業内容] 過疎地域内の交通移動手段を確保するため、コミュニティバス（ふれあいバス、デマンド交通）を運行する。 [必要性] 市が運行主体であるコミュニティバスは、通学、通院、買い物等、交通弱者の移動手段として、過疎地域に必要不可欠なものである。 [事業効果] 過疎地域の住民等の生活交通手段や特認校への通学を含む、小・中学校への通学手段が確保される。	市
路線バス支援事業 [事業内容] 路線維持が困難となっているバス路線を確保し、過疎地域の交通移動手段を確保することを目的に、路線バスの運行に係る支援を行う。 [必要性] 県及び沿線市町と連携した支援を実施し、過疎地域の交通手段を確保する必要がある。	市		過疎地域全域	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(交通施設維持)	[事業効果]鉄道と合わせた広域的な交通ネットワークが確保され、通勤通学や高齢者等の交通移動手段の確保につながる。		
		<p>JR 駅周辺活性化事業</p> <p>[事業内容] 駅活性化団体等と連携し、駅周辺地域の活性化を図るとともに、駅周辺や駅構内のバリアフリー化に関する取組を進める。</p> <p>[必要性] 駅は人や物が集まる各地域の拠点であり、駅周辺の活性化を図ることで地域経済の振興や社会交流の促進につながる。また、駅のバリアフリー化は、高齢者や障がい者、妊婦、子ども連れの方など、あらゆる方々の安全・安心な利用に資するものである。</p> <p>[事業効果] 駅周辺地域の活性化及び駅における身体障がい者や高齢者等の利便性の向上が図られる。</p>	市	市全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。



1. 現況と問題点

(1) 水道

本市では、生活に欠かすことのできない安全・安心で良質な水を供給するため、これまで、老朽管の布設替や施設の更新に努めてきたところである。

今後も、需要に適切に対応していくため、「霧島市新水道ビジョン改訂版」に基づき基本計画を作成し、風水害・地震などの災害時においても、ライフラインとしての機能を維持することができる災害に強い施設を構築する必要がある。

(2) 下水道

本市では、河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、安全で快適な生活環境を実現するため、下水道整備や合併処理浄化槽の普及推進及び適正管理を推進しているところである。

今後も計画的に下水道整備を進めるとともに、下水道整備区域外の地域における単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換等を促進する必要がある。

(3) 廃棄物処理

本市のごみ処理量は、減少傾向で推移しており、各地域では資源ごみの分別収集を行うなど、ごみの減量化や資源の循環的な利用に努めているところである。

一方、山間部では不法投棄が後を絶たないことから、引き続き、不法投棄防止に向けた対策等を講じるとともに、リサイクルや環境保全の重要性等に関し、地域住民や団体等に対して積極的に啓発を行っていく必要がある。

また、ごみやし尿を適切に処理するため、廃棄物処理施設の整備を進める必要がある。

(4) 火葬場

本市が管理する「霧島市国分斎場」と、伊佐北始良火葬場管理組合で管理する「ひしかり苑」については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、火葬業務を支障なく行えるよう施設の適切な維持管理を行うとともに、指定管理者等と連携を図り利用者へのサービスの向上に努める必要がある。

(5) 消防・防災

本市は、南九州特有のシラス台地が広く分布し、また、沿岸部から山間部にわたり多様な地形が存在することから、梅雨時期の集中豪雨や台風などにより、土砂災害や風水害が発生するおそれが高い地域を有している。そのため、常備消防組織においては、車両・資器材の計画的な更新整備や施設の年次的な整備、適正な維持管理を図ることにより、消防・防災体制の充実強化に努めてきたところである。

また、消防団組織においては、各種研修や訓練の実施による団員の安全管理体制の強化や、活動環境の改善のために車両・資器材及び消防団車庫詰所の年次的な整備を図るとともに、機能別消防団等を編成するなど、団員の確保にも努めている。

しかしながら、全国的に地球温暖化に起因する突発的で局地的な豪雨や、台風の大規模化による記録的な大雨等による土砂災害・冠水被害の発生等が頻発しており、今後、消防・防災体制の充実強化は必要不可欠である。

そのため、消防職員及び消防団員への教育訓練等を通じ、人材育成を図るとともに、防災施設、車両・資器材の計画的な更新整備を行い、近年頻発する地震に備え、耐震性防火水槽等の水利設備の充実や消防、救急・救助体制の更なる充実強化を図る必要がある。

また、地域住民の安全の確保や防災活動の支援の手段として、地区自治公民館等が整備する地域情報無線放送施設と防災行政無線施設とを接続し、各家庭へ防災情報を伝える「同報系防災行政無線」の維持・管理や、スマートフォン用アプリ「きりしま防災・行政ナビ」の活用を通じ、災害時の連絡体制の確保に努める必要がある。

とりわけ、過疎地域においては、団員の高齢化や団員数の減少が顕著であることから、特に、若年者や女性の消防団への加入促進等を通じ、担い手の確保と消防団活動の活性化を図るとともに、幅広い年齢層に対して、災害時の対応行動や防災知識の普及啓発を行うなど、地域防災力の充実強化を図る必要がある。

(6) 市営住宅

本市は、これまで、市営住宅等の計画的な建設や建替え等の整備を実施し、令和6年度末現在では、市営住宅、準公営住宅、特定公共賃貸住宅及び単独住宅を合わせて4,434戸を保有している。

このうち過疎地域においては、1,002戸の管理戸数を有しており、「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき管理戸数の適正化を図るとともに、老朽化した住宅については改善事業や解体を行っていく必要がある。

(7) その他

本市は、がけ地に近接した危険住宅が散在していることから、安全な場所に移転するために必要な支援を実施することにより、当該住民の生命の安全を確保していく必要がある。

2. その対策

(1) 水道

安全・安心で良質な水を供給するために、水質汚染に関する十分な検査や監視を行うとともに、耐用年数を目安として、計画的に老朽管の布設替等を実施する。

また、主要な幹線ルートへの耐震化や災害に強い施設整備を推進し、災害時における早期復旧体制の確立や緊急時における水の確保を図る。

(2) 下水道

地域住民の安全で快適な生活を確保するため、啓発・広報活動を通して下水道が担う役割や意義に対する住民の理解の向上に努め、地域住民の協力を得ながら、計画的な下水道の整備に努める。

また、下水道整備区域外の地域においては、生活排水による水質汚濁を防止するために、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進に努める。

(3) 廃棄物処理

地区自治公民館や環境保全協会等と連携して、ごみの4R^{*}及び適正管理を推進するとともに、市民に対してごみ分別を定着させるための、周知を徹底する。

また、不法投棄対策として、啓発看板設置や環境保全協会による不法投棄巡視などを引き続き実施する。

さらに、ごみやし尿を適切に処理するため、廃棄物処理施設の整備を計画的に進める。

(4) 火葬場

「霧島市国分斎場」や伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」の火葬業務を支障なく行うため、火葬炉等の修繕を計画的に実施するとともに、利用者へのサービス向上に努める。

(5) 消防・防災

災害から市民の生命・財産を守るため、災害危険箇所の整備や治水対策をはじめとした各種防災事業を推進する。災害発生・災害予測時においては、防災情報を迅速かつ確実に市民へ伝えるため、伝達方法の拡充等の環境整備を図ることにより、災害に強い防災基盤の整備に努める。また、災害発生後においては、被災箇所の被害拡大や二次災害の防止に努めるとともに、その早期復旧に努める。

高齢者や障がい者など要援護者に対する支援をはじめ、地域住民が自発的に災害に対する備えを行うことが肝要であることから、防災訓練や防災出前講座等の実施を通じて、自主防災組織の体制づくりを促進するとともに、防災マップ等を活用し、災害危険箇所等の周知を行うことにより減災につなげる。

さらに、消防、救急・救助体制を強化するため、消防車・救急車等の更新や消防団拠点施設の建設、耐震性防火貯水槽の設置などの施設整備を図るとともに、消防団員の加入促進に努める。

(6) 市営住宅

市営住宅については、「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、過疎地域を含め、既存の住宅ストックを有効に活用した改善事業や、老朽化した団地の解体を実施する。併せて、移住・定住促進や児童数の減少にも効果的に対応できるような施策を検討する。

(7) その他

がけ地近接等危険住宅移転事業について、広報誌や霧島市ホームページで広く周知を行い、移転を希望する住民については、当該事業によりその移転を支援する。

また、市民の防災意識の向上を図るため、「きりしま防災・行政ナビ」等を活用し防災情報の周知に取り組むとともに、急傾斜地崩壊対策事業等を活用することにより、自然災害の未然防止に努める。

^{*}4R：①Refuse（リフューズ：ごみの発生を回避する）②Reduce（リデュース：ごみの発生を抑制する）、③Reuse（リユース：繰り返し使う）、④Recycle（リサイクル：再資源化する）の4つのRの総称

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 (上水道)	水道整備事業	市	横川 牧園 福山
		(簡易水道)	簡易水道整備事業	市
	(2)下水処理施 設(公共下水道)	特定環境保全公共下水道事業	市	牧園
		(その他)	合併処理浄化槽設置整備事業	市
	(3)廃棄物処理 施設(ごみ処理 施設) (し尿処理施 設) (その他)	ごみ処理施設整備事業	市	過疎地 域全域
		し尿処理施設整備事業	市	横川 牧園
		資源ごみ分別収集推進補助事業	市	過疎地 域全域
		ごみステーション設置費等補助事 業	市	過疎地 域全域
	(4)火葬場	火葬場整備事業	市	過疎地 域全域
	(5)消防施設	防災行政無線運営事業	市	市全域
		災害発生対応事務事業(防災アプリ 保守管理業務)	市	市全域
		消防防災施設等整備事業(耐震性貯 水槽)	市	過疎地 域全域
		消防防災施設等整備事業(消防団車 両)	市	横川 霧島
		消防防災施設等整備事業(消防自動 車)	市	牧園
		消防防災施設等整備事業(救急自動 車)	市	牧園 福山
		消防防災施設等整備事業(はしご 車)	市	牧園
	(6)公営住宅	市営住宅改善事業	市	市全域
		市営住宅等建替事業	市	市全域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		老朽住宅除去事業	市	市全域
	(8)その他	県単急傾斜地崩壊対策事業（湯ノ窪地区）	市	牧園
		急傾斜地崩壊対策事業	県	牧園 霧島
		県単砂防事業	県	福山
		がけ地近接等危険住宅移転事業	市	市全域
		県単急傾斜地崩壊対策事業	市	横川 牧園
		温泉施設整備事業	市	霧島
		霧島温泉健康増進交流センター神乃湯整備事業	市	霧島

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



1. 現況と問題点

(1) 児童福祉

令和7年10月1日現在の住民基本台帳人口における本市の児童数（0歳～18歳未満）は20,288人で、人口全体に占める比率は16.6%である。一方、過疎地域の児童数は1,392人で、過疎地域全体に占める比率は8.4%であり、同地域における少子化が如実に表れている。

急激な少子化の進行は全国的に深刻な社会問題となっており、これに伴う人口の減少は社会経済に大きな影響を与えている。このような社会情勢は、本市においても、子育てに不安を持つ親の増加、地域社会における人間関係の希薄化などの要因と複合的に絡み合い、児童虐待の発生やそれに伴う相談が後を絶たない状況にある。

今後は、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、子育てに対する不安や負担、孤立感などの軽減を図るため、こどもの健やかな成長と子育てについて社会全体で支援していくことが必要である。

(2) 高齢者福祉

令和2年国勢調査における本市の高齢者人口は33,905人で、高齢化率は27.5%となっており、そのうち過疎地域における高齢者人口は8,777人で、高齢化率は46.8%であった。令和7年10月1日現在の過疎地域における住民基本台帳人口によると、高齢者人口は8,505人、高齢化率は51.2%となっており、高齢化が更に進行している。

日本の人口は人口減少と少子高齢化の進行により、令和22年には高齢者人口がピークに達することが見込まれており、本市においても、出生率の低下や平均寿命の伸び、団塊ジュニア世代が65歳を超えることなどから、高齢化が更に進むとともに、核家族化の進行などによって、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者世帯も増加するものと予想される。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、各種高齢者福祉サービスの拡充等を行う必要がある。

(3) 障がい者（児）福祉

本市では、障害の有無に関わらず、全ての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会の実現を目指すため、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、平成30年3月に「第2次霧島市障がい者計画」を策定し、令和6年3月には「第7期霧島市障害福祉計画・第3期霧島市障がい児福祉計画」を策定した。これらの計画に基づき、今後更に、利用者の多様なニーズに適切に対応できるサービスや障害の程度に応じた支援を行うとともに、必要な情報を的確に提供していく必要がある。

また、障がい者（児）が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送りながら、多くの活動に積極的に参加し、社会参加を果たすことができる環境を整備する必要がある。

2. その対策

(1) 児童福祉

働きながら子育てをしやすい環境を構築するため、多様化する保育ニーズに応じた各種保育サービス（延長保育、一時預かり等）の提供に努め、仕事と子育ての両立を支援する。

また、次世代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会にするため、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い社会全体としてこども施策に取り組むことで、「霧島市こども計画」の基本理念である「みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”」の実現を目指す。

(2) 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・介護保険事業などの必要なサービスの充実を図りながら、住民参加と互いに支え合う地域福祉のため、地域のボランティア活動の推進、高齢者の見守りや相談への対応等、真に必要とされる支援を行う。

また、高齢者が持っている知識や経験、技術を生かしたボランティア活動、趣味・娯楽・文化活動などの健康づくりや生きがいをづくりに積極的に参加できる機会の拡充に努める。

(3) 障がい者（児）福祉

「第2次霧島市障がい者計画・第7期霧島市障害福祉計画・第3期霧島市障がい児福祉計画」に基づき、ノーマライゼーション^{*}の理念に即して、様々な社会活動に参加できる環境の整備に努め、障害の種類と程度に応じた訓練や日常生活における援助を講じる。

また、国・県や事業所など関係機関と密に連携をとりながら、障がい者雇用の拡大に努める。

さらに、住民一人一人が、障がい者（児）に対する正しい理解と認識をもつよう、積極的な啓発活動を行うとともに、その活動範囲を拡大し、社会参加を促す一環として、障がい者（児）の各種イベント等への参加をサポートすることができるボランティアの確保や育成に努める。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(8) 過疎地域持 続的発展特別事 業（児童福祉）	放課後児童健全育成事業 [事業内容]保護者が就労等により日中家 庭にいない児童に対し、放課後等における 適切な遊びや生活の場を提供する。	市	市全域

^{*}ノーマライゼーション：住み慣れた地域社会において、障害を持った人も高齢者も何の区別もなく生活していくことが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方をいう。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(高齢者・障害 者福祉)	<p>[必 要 性]放課後等において児童へ適切な遊びや生活の場を提供し、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進する必要がある。</p> <p>[事業効果]適切な遊びや生活の場を提供し、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境を整備することにより、多様なニーズに応じた子育て環境の充実が図られる。</p>	市	市全域
		<p>配食サービス活用事業</p> <p>[事業内容]市内に居住する 65 歳以上の者、または介護認定を受けた者で日常的な見守り等が必要な高齢者等に対し、配食サービスを提供する。</p> <p>[必 要 性]高齢者の自立した生活や見守り等の支援を行う必要がある。</p> <p>[事業効果]栄養バランスの取れた食事の提供や見守り体制の構築より、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活の持続が図られる。</p>	市	市全域
		<p>いきいきチケット支給事業</p> <p>[事業内容]市内に居住する 70 歳以上の高齢者や障害者手帳等を所持する方に温泉、バス・タクシー、はり・きゅう施術等利用時に使用できるチケットを交付する。</p> <p>[必 要 性]高齢者の健康、福祉の増進を図る必要がある。</p> <p>[事業効果]高齢者の健康増進を目的とした外出機会の創出や対象利用料金の助成を行うことで、福祉の増進が図られる。</p>	市	市全域
		<p>老人クラブ連合会運営支援事業</p> <p>[事業内容]霧島市老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがいつくり等の活動に係る支援を行う。</p> <p>[必 要 性]当該連合会の活動を支援し、高齢者の地域活動等の推進を図る必要がある。</p> <p>[事業効果]高齢者の健康、生きがいつくりや地域における社会参加の促進が図られる。</p>	市	市全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

1. 現況と問題点

生活環境の変化や医学の進歩等によって、平均寿命は延び続けており、「令和2年市区町村別生命表」によると、本市における平均寿命は、男性が81.4歳（県81.0歳）、女性が87.5歳（県87.5歳）である。

また、「令和5年霧島市衛生統計年報」によると、死亡原因の順位は、第1位が悪性新生物（がん）、第2位が心疾患、第3位が老衰である。

令和5年10月1日現在の「医療施設調査」によると、本市に立地する医療機関は、病院が15か所、診療所が96か所、歯科診療所が60か所で、人口10万対の病院数は12.1で、県平均の14.8と比較し少ない状況にある。また、令和4年12月31日現在の「医師・歯科医師・薬剤師統計」によると、41診療科のうち、アレルギー科、心臓血管外科など12診療科に従事している医師がいない状況である。

このような中、霧島市立医師会医療センターは、公立病院として、地域の中核機能、地域医療支援機能、救急医療機能、感染症及び災害発生時における拠点機能並びにへき地医療における拠点機能を担う病院としての役割を有していることから、これらの機能を有効に発揮することができるよう、医師の確保をはじめとする医療体制の整備に努める必要がある。また、県が策定する地域医療構想を踏まえた公立病院の役割の明確化を進める必要がある。

今後においては、医療需要の増加に対応するため、始良地区医師会・始良地区歯科医師会・始良地区薬剤師会との連携による、在宅当番医制救急医療、夜間・休日の救急診療等への支援や正しい医療のかかり方等を市民に普及啓発を行うとともに、夜間・休日における救急医療体制の更なる強化や、かかりつけ医等（医師、歯科医師、薬局）の定着を普及させていくことが必要である。

2. その対策

医療体制の整備については、市内で完結できる医療体制を目指し、始良地区医師会等の関係機関と継続的な協議の場を設け、小児・内科の夜間救急診療や二次救急の病院群輪番制等に加え、循環器系疾患や脳疾患、整形外科の救急体制整備の充実に努める。

また、救急医療体制等に関して周知を行うとともに、日常の健康管理や疾病予防、治療など身近に安心して相談できるかかりつけ医等（医師、歯科医師、薬局）の重要性や救命救急法など緊急時における対応方法等の普及啓発を図る。

さらに、在宅医療の推進については、始良地区医師会等と連携し包括的なケアの充実に努める。

霧島市立医師会医療センターについては、地域の医療提供体制において果たすべき役割を明確にし、公立病院としての機能をより強化していくため、医師の確保を図るとともに、始良地区医師会等と連携し、一次救急医療・二次救急医療体制のさらなる充実に努める。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(4) その他	病院群輪番制病院運営支援事業	市	市全域
		在宅当番医制救急医療情報提供実施事業	市	市全域
		夜間救急診療支援事業	市	市全域
		口腔保健センター運営支援事業	市	市全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。



1. 現況と問題点

(1) 幼児教育・学校教育

本市は、2つの公立幼稚園、35の公立小学校及び13の公立中学校を設置している。このうち、過疎地域内の14の公立小学校及び4つの公立中学校は、いずれも児童生徒の減少が顕著であり、令和7年度に設置した霧島市公立学校等あり方検討委員会において、より良い教育環境のあり方等について検討中である。

このような中、学校教育における学力の向上については、児童生徒一人一人に「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することが求められている。そこで、ICTを活用した学習活動の充実を図りながら、教員主導の授業のみではなく、児童生徒が主体の授業を実現するために授業改善を進めていく必要がある。

個性を生かす支援体制の充実については、いじめ問題や不登校といった生徒指導上の諸問題の解決に向けて、児童生徒一人一人の実態に応じた支援が不可欠であり、学校、家庭、地域、関係機関等と連携した「チーム学校」としての取組について、より一層の充実を図っていく必要がある。

安全・安心な学校づくりについては、老朽化が進む施設の改修や設備・機器の更新を行うことで、安全・安心な学校環境の整備に取り組む必要がある。

食育・体育の推進については、日常生活における運動習慣や食習慣、休養のとり方など、望ましい生活習慣の形成が求められている。

特色ある教育活動の推進については、地域の多様な人材の活用や特認校制度の広報など、学校の特色を生かした教育活動を推進する必要がある。

■幼稚園設置状況（令和7年5月1日現在）

（単位：園、人）

		園数	園児数
幼 稚 園	横川地域	0	0
	牧園地域	0	0
	霧島地域	0	0
	福山地域	0	0
	過疎地域計	0	0
	国分地域	0	0
	溝辺地域	1	6
	隼人地域	1	25
	その他地域計	2	31
	合計	2	31

■小・中学校設置状況（令和7年5月1日現在）

（単位：校、人）

		学校数	児童生徒数
小 学 校	横川地域	3	85
	牧園地域	6	148
	霧島地域	3	144
	福山地域	2	102
	過疎地域計	14	479
	国分地域	12	3,856
	溝辺地域	3	462
	隼人地域	6	2,165
	その他地域計	21	6,483
	合 計	35	6,962
中 学 校	横川地域	1	58
	牧園地域	1	93
	霧島地域	1	86
	福山地域	1	53
	過疎地域計	4	290
	国分地域	5	1,867
	溝辺地域	2	245
	隼人地域	2	1,212
	その他地域計	9	3,324
	合 計	13	3,614

※牧之原中学校若駒分校は、所在地である国分地域に計上している

■児童生徒数の推移

[小学校]

（単位：人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横川地域	78	75	70	67	67
牧園地域	149	141	124	111	93
霧島地域	133	129	127	123	121
福山地域	99	92	98	89	82
過疎地域計	459	437	419	390	363
国分地域	3,854	3,849	3,846	3,788	3,688
溝辺地域	444	430	406	370	355
隼人地域	2,177	2,155	2,177	2,195	2,113
その他地域計	6,475	6,434	6,429	6,353	6,156
合 計	6,934	6,871	6,848	6,743	6,519

[中学校]

(単位：人)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横川地域	56	60	54	49	39
牧園地域	112	119	99	77	70
霧島地域	74	77	82	80	75
福山地域	53	49	54	48	57
過疎地域計	295	305	289	254	241
国分地域	1,872	1,894	1,908	1,851	1,837
溝辺地域	255	242	239	234	243
隼人地域	1,248	1,249	1,259	1,253	1,198
その他地域計	3,375	3,385	3,406	3,338	3,278
合計	3,670	3,690	3,695	3,592	3,519

※令和7年5月1日現在の将来推計

(2) 社会教育

体験・交流活動の充実については、インターネット等の普及により、子どもたちが屋外で遊ぶ機会が減少し、豊かな自然環境の中で、五感を通じて学ぶ機会が少なくなっている。このようなことから豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育むために、様々な体験活動の一層の推進が求められている。

家庭教育の充実については、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変わりつつあり、子育ての悩みや不安を抱えた保護者への支援のあり方など、家庭教育に関する課題の多様化が指摘されている。

学習環境の充実については、社会が複雑化し、大きく変化し続けている中、年齢や性別を問わず、一人一人が様々な分野でいきいきと生活していくために、生涯にわたって学習に取り組むことが重要になっている。

また、学びの拠点としての市立公民館等については、施設・設備等の経年劣化が進んでいることから、市民が安全・安心に学習できる環境を整備していく必要がある。

スポーツの振興については、子どもたちの体力低下や中高年の運動不足は、本市においても大きな課題であることから、スポーツに親しむきっかけづくりとなる各種スポーツイベント等の開催やスポーツの楽しさを体験できる機会づくりに努め、それらの拠点となる体育施設の適正な維持管理を行う必要がある。

2. その対策

(1) 幼児教育・学校教育

幼児教育については、就学前教育が生涯にわたる人格形成の基礎となることから、研修会等を通じて幼稚園教諭の資質を高め、健康な体、人との関わり方、規範意識、言葉や表現など基礎的生活習慣の定着を図る。

学校教育における学力の向上については、授業連動型家庭学習の取組を通して、主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善を図るとともに、学力向上プランの実践に努め、各学校の実態に応じた学力向上策を推進する。

また、GIGA スクール構想で導入されたタブレット端末を積極的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの実現に取り組む。

個性を生かす支援体制の充実については、新規の不登校・いじめ問題・問題行動等の未然防止や早期発見、迅速な初期対応に努めるとともに、これらに対する相談体制の充実に取り組む。

安全・安心な学校づくりについては、小中学校の校舎・屋内運動場等の改修等やトイレの洋式化、空調設備の更新など、教育環境の改善を行う。

また、老朽化した学校給食施設の適正配置に取り組むほか、学校給食厨房機器は計画的な更新を行う。スクールバス等は必要な台数の確保および計画的な更新を行う。

食育・体育の推進については、家庭や地域との連携を進め、食に関する指導に取り組むとともに、保健指導や体育指導の充実を図り、家庭と連携した健やかな体づくりを推進する。

特色ある教育活動の推進については、地域の多様な人材との交流学习などを通じ、教育活動の活性化を図るとともに、特認校制度や山村留学制度の広報・体験活動の充実にも努め、学校及び地域の活性化を支援する。

(2) 社会教育

体験・交流活動の充実については、豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化や伝統行事、地場産業などの特性を生かし、発達段階に応じた様々な体験活動の機会を関係団体等と連携しながら提供する。

家庭教育の充実については、家庭教育学校の運営支援や子育て学習講演会等の開催を通して、家庭の教育力向上を図るとともに、関係機関等と連携して地域で「親子の育ちを支える」仕組みづくりに取り組む。

学習環境の充実については、多様化・高度化するニーズに対応し、関係機関と連携した学習機会や学習内容の充実にも努めるとともに、市民が必要な情報を容易に入手できるよう、ホームページや図書館システム等を活用した情報提供を行う。

また、市立公民館等の改修や設備・機器の更新を適切に行い、市民が安心して利用しやすい、安全な学習環境の整備に努める。

スポーツの振興については、「霧島市スポーツ振興計画」に基づき、各種スポーツイベント等の開催やスポーツの楽しさを体験できる機会づくりに努めるとともに、競技スポーツの推進を図る。特に、過疎地域においては、スポーツ大会の開催による市内外との交流を促進し、地域の活性化を図る。また、スポーツ大会等の開催、競技施設の安全確保や利便性の向上を図るため、スポーツ施設の計画的な整備や修繕を推進する。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 (校舎)	小中学校施設整備・改築事業	市	過疎地域全域
	(スクールバス・ボート)	スクールバス購入事業	市	過疎地域全域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(給食施設)	各地区学校給食センター解体事業	市	過疎地 域全域
	(その他)	空調設備更新事業	市	過疎地 域全域
	(3)集会施設、体 育施設等(公民 館)	各地区公民館改修事業	市	過疎地 域全域
	(体育施設)	各地区社会体育施設整備・改修等事 業	市	過疎地 域全域
(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業(義務教育)	(その他)	山村留学支援事業 [事業内容]山村留学事業を行う実行委員 会等に対し里親委託等に係る支援を行う。 [必 要 性]小規模校の児童数確保や地域 の活性化を図る必要がある。 [事業効果]山村留学生の受入により児童 数が増加し、地域活動の活性化や交流人口 の増加が図られる。	市	市全域
		きりしまっ子立志育成事業 [事業内容]地域資源を生かした体験・交流 活動等に係る支援を行う。 [必 要 性]夢や希望を持つ青少年を育成 し、地域の活性化を推進する必要がある。 [事業効果]次代を担う青少年の健全育成 をすることにより、地域活動の活性化が図 られる。	市	市全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

1. 現況と問題点

過疎地域においては、少子高齢化の進行、市外や市街地への人口流出に伴う人口減少、隣近所をはじめとする地域の中での人間関係の希薄化が進み、多くの集落において、地域課題の解決が困難な状況が見受けられる。

そのため、地域住民一人一人が、身近な生活環境を見つめ、地域の将来像に向けた方向性を共有した上で、地域づくりに参画していく必要があることに加え、住民生活の安全・安心の基盤となる公民館や集会施設等及び道路や簡易給水施設の整備を促進する必要がある。

また、市内各地において、ボランティア団体やNPO法人をはじめとする市民団体が、自主的に公益的な地域活動に取り組んでいる。そのような中、過疎地域においては、リーダーとなる人材や団体等が不足しているなど、地域によって活動内容に格差が生じている。

そのため、過疎地域における住民のまちづくりに対する意識の醸成を図り、個性豊かで活力あるまちづくりを推進する上で、地域活動を担うリーダーや新しい公共の担い手となるNPO等の団体が育つ環境を整備していく必要がある。

2. その対策

地域自らが地域の10年後の姿を「地域まちづくり計画書」としてとりまとめ、それを実現するために必要な具体的活動を明らかにするとともに、住民自らが取り組む「自助」、地域と行政が協力して取り組む「互助」、市や県、国が取り組む「公助」に分類することにより、住民、地域、行政が一体となった「共生協働のまちづくり」を推進することに加え、集落機能を維持し、地域コミュニティ活動を促進するため、地域の自主的な活動や地域が行う集会施設や簡易給水施設等の整備の支援に努める。

また、地域おこし協力隊等の制度や関係人口の創出・拡大による地域外人材の活用を行うとともに、市民団体が実施する公益的な活動への支援や人材育成に資するワークショップ等の開催を通じて、過疎地域内の人材や組織の育成に取り組む。

また、単独では維持が困難な集落を、広域的に支え合うことで活性化を図り、持続可能な生活圏の形成の支援に努める。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	<p>地域まちづくり支援事業</p> <p>[事業内容]地域の10年後を見据えた「地域まちづくり計画」の作成及び見直し事業に係る支援を行う。</p> <p>[必要性]地域における住民のまちづくりに対する意識の醸成を図る必要がある。</p> <p>[事業効果]地区自治公民館を主体とした、自助・互助・公助による地域づくりの推進が図られる。</p>	市	市全域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>地区活性化支援事業</p> <p>[事業内容]地区の伝統行事、健康増進、環境美化等について、地区が主体となって行うソフト事業に係る支援を行う。</p> <p>[必要性]自治意識のもと、活力ある住みよいまちづくりに意欲的な取組を推進する必要がある。</p> <p>[事業効果]住民が互いに知恵を出し合い、創意工夫することにより、地域活動の活性化が図られる。</p>	市	市全域
		<p>地域振興補助事業</p> <p>[事業内容]集落機能を維持し、地域コミュニティ活動を促進するため、集会施設や簡易給水施設等の整備に係る支援を行う。</p> <p>[必要性]地域住民の自治活動の促進や地域振興を図る必要がある。</p> <p>[事業効果]地域振興により、地域の課題解消や地域づくりの推進が図られる。</p>	市	市全域
		<p>市民活動支援事業</p> <p>[事業内容]市民団体が自主的かつ自立的に行う公益的な地域活動事業に係る支援を行う。</p> <p>[必要性]地域課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、地域内の人材や組織の育成に取り組む必要がある。</p> <p>[事業効果]ボランティア団体や NPO 法人をはじめとする市民団体による市民活動の促進が図られる。</p>	市	市全域
	(3)その他	過疎地域持続的発展支援交付金事業	市	過疎地域全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

1. 現況と問題点

芸術文化は、鑑賞、体験のみならず日々の生活の中に存在するものであり、市民がそれぞれの感性で楽しむことができるよう、身近に触れ親しむ機会を創出し、芸術文化への意識の底上げを図っていく必要がある。

市内では、牧園地域を中心に「霧島国際音楽祭」が開催されているほか、小中学生には「劇団四季」の公演など、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供している。

一方で、市の芸術文化活動の中心組織の一つである市文化協会は、市全体として会員数が減少傾向であることに加え、過疎地域以外の会員数が1,323人である一方で過疎地域では335人と少なく、後継者の育成が大きな課題となっている。このような中、市内には芸術文化活動を行っている個人や団体も多数存在するため、相互交流・連携を推進しながら、芸術文化を支える人材の育成を図り、まちづくりへの活用等にも積極的に取り組む必要がある。

また、本市は、国指定文化財11件、県指定文化財26件、市指定文化財93件のほか、特色ある郷土芸能や伝統行事、史跡など数多くの有形・無形の文化財を有しているが、民俗芸能保存団体が5年間で35団体から28団体に減少するなど、少子高齢化や過疎化による担い手の不足等により、過疎地域における文化財の保存・継承が困難な状況であることに加え、文化財の調査・整理・収蔵及び公開を行う郷土館等の老朽化が進んでいることから、これらの文化財を後世に遺すための環境を整備する必要がある。

2. その対策

音楽や演劇など、市民が優れた芸術文化に触れる機会の創出に努めるとともに、市民の自主的な芸術文化活動により、多くの市民が芸術文化に親しめる機会が増えるよう市民活動の支援に取り組む。

また、市文化協会や関係団体など、積極的に活動する芸術文化団体への支援や団体相互の交流の推進により、活動の活性化を図るとともに、芸術文化を支える人材の育成に努める。

文化財の保存・継承と活用については、文化財の調査、修復、修繕等や周辺の環境整備を行うとともに、地域で受け継がれてきた民俗芸能を後世に継承していくための活動を支援する。

加えて、郷土館等地域の文化財の調査・整理・収蔵及び公開を行う施設については、集約を含めた整備を進め、市民が歴史・文化に触れることで、郷土愛を醸成できる環境整備に努める。

さらに、地域内の文化財の保存・活用に関する「文化財保存活用地域計画」の作成を検討する。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等	文化財保護啓発、整備事業	市	市全域
	(その他)	民芸保存会連絡協議会運営支援事業	市	市全域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業（地域文化振 興）	山ヶ野ウォーキング大会開催支援 事業 [事業内容]山ヶ野金山の歴史を紹介する ウォーキング大会の運営に係る支援を行 う。 [必 要 性]地域の歴史を知り郷土愛を醸 成することで、地域の活性化を推進する必 要がある。 [事業効果]地域の歴史を継承することで、 郷土愛の醸成や交流人口の増加により地 域の活性化が図られる。	市	横川

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

1. 現況と問題点

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーは、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、省エネルギー施策と組み合わせて活用することで、より効果の高い地球温暖化対策につながる。

国が策定した「第7次エネルギー基本計画」には、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すことが示されている。

過疎地域は、森林、水源地、その他の広大な空間を有しており、再生可能エネルギーを生み出す地域資源の宝庫である一方で、全国各地で記録的豪雨が発生するなど、これまでの想定を超える自然災害が発生している状況の中、特に、地上設置型の大規模な太陽光発電設備の設置については、本市における過疎地域の自然環境・生活環境や景観への影響、災害発生への懸念などから、地域住民と発電事業者の間でトラブルとなるケースも数多く存在する。

2. その対策

本市は、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を令和5年2月20日に宣言し、より一層、地域と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入を促進することとしている。適正な再生可能エネルギー発電設備の導入に誘導するためには、行政機関の適切な指導・助言が必要であり、本市においては、平成27年10月に「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例」を、平成28年6月に「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を施行し、過疎地域をはじめとする本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮した再生可能エネルギー発電設備について、その導入を促進している。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) その他	再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池導入促進	市民 事業者 市	市全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



1. 現況と問題点

公共施設のマネジメント

本市が保有する公共建築物の延床面積は、人口規模が類似する他の地方公共団体と比較すると突出しており、その多くは、合併前に旧市町がそれぞれの方針に基づき整備してきたものである。今後は、これらの施設の大規模改修や更新等に係る財政需要の増大や、道路・橋梁・上下水道等の土木インフラについても老朽化対策に伴う多額の更新費用が見込まれる。

このようなことから、将来の本市の姿を見据えた中長期的な観点から公共施設の在り方を検討していくことが求められる。

2. その対策

公共施設のマネジメント

「霧島市公共施設管理計画」に掲げる公共建築物、土木インフラそれぞれの取組方針等に沿って、複合化・多機能化等による施設保有量の適正化や長寿命化等の推進、市民との協働・民間活力の活用など、本計画に基づく取組を着実に推進することで、健全財政の堅持と適切な公共サービスの両立を目指す。

3. 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公共施設管理計画推進事業	市	市全域

4. 公共施設管理計画との整合

本計画では、「霧島市公共施設管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的な発展につながる過疎対策の推進に努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業（移住・定住）	移住定住促進補助事業	市	移住者や交流・関 係人口の拡大、人 材定着が図られる ことから、将来に わたり地域の持続 的発展に資する。	
		移住定住 PR 促進事業	市		
		関係人口等創出促進事 業	市		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業（商工業・6 次産業化）	霧島市中小零細企業持 続化支援事業	市	企業誘致活動の充 実・強化や、遊休不 動産等の地域資源 を活用した創業者 のチャレンジを後 押しすることで、 新たなビジネスや 雇用の創出が図ら れることから、将 来に渡り地域の持 続的発展に資す る。また、観光資源 を活用した地域間 交流の促進や関係 人口の拡大が図ら れることから、将 来にわたり地域の 持続的発展に資す る。	
		新規創業・第二創業促 進支援事業	市		
		商店街活性化支援事業	市		
		企業誘致推進事業	市		
		立地企業支援事業	市		
		中小零細企業ビジネス 展開支援事業	市		
	(企業誘致)	(観光)	霧島の食ブランド価値 向上事業		市
			森林セラピー推進事業		市
			天孫降臨霧島祭実行委 員会活動支援事業		市
			ハネムーンウォーク実 行委員会活動支援事業		市
			霧島連山周遊バス運行 事業		市
			妙見路線バス運行事業		市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		観光バス運行事業（霧島神宮アクセスバス	市	
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業（情報化）	情報化推進事業	市	行政サービスのデ ジタル化を推進す ることにより、オ ンラインで各種手 続を行うことがで きるデジタル社会 の構築が図られる ことから、将来に わたり地域の持続 的発展に資する。
		電子申請業務運営事業	市	
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別事 業（公共交通）	コミュニティバス等運 行事業	市	持続可能な交通体 系、安心安全な生 活環境の構築が図 られることから、 将来にわたり地域 の持続的発展に資 する。
		路線バス支援事業	市	
	(交通施設維 持)	JR 駅周辺活性化事業	市	
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(8) 過疎地域持 続的発展特別事 業（児童福祉） (高齢者・障害 者福祉)	放課後児童健全育成事 業	市	子育て環境の確保 や高齢者等の保 健、福祉の向上に より、誰もが生き 生きと生活できる 活力ある地域社会 構築が図られるこ とから、将来にわ たり地域の持続的 発展に資する。
		配食サービス活用事業	市	
		いきいきチケット支給 事業	市	
		老人クラブ連合会運営 支援事業	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業（義務教育） (その他)	山村留学支援事業	市	特色ある教育活動 を推進すること で、地域の多様な 人材との交流学习 を通じ、教育活動 及び地域の活性化 が図られることか ら、将来にわたり 地域の持続的発展 に資する。
		きりしまっ子立志育成 事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 (集落整備)	地域まちづくり支援事 業	市	地域コミュニティ 活動の支援により 地域の課題解決や 地域づくりの推進 が図られることか ら、将来にわたり 地域の持続的発展 に資する。
		地区活性化支援事業	市	
		地域振興補助事業	市	
		市民活動支援事業	市	
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 (地域文化振 興)	山ヶ野ウォーキング大 会開催支援事業	市	地域の歴史を知り 郷土愛を醸成する ことで、地域の活 性化が図られるこ とから、将来にわ たり地域の持続的 発展に資する。

霧島市過疎地域持続的発展計画 (令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

霧島市企画部地域政策課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

Tel:0995-45-5111(代表)

Fax:0995-47-2522

Email:t-seisaku@city-kirishima.jp

URL:<https://www.city-kirishima.jp>
